こ 支 虐 第 201 号
令和７年５月 14 日

各　都道府県知事
　　指定都市市長
　　中核市市長
　　児童相談所設置市市長　　殿

こども家庭庁長官

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、令和７年４月１日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長（指定都市市長、中核市市長及び児童相談所設置市市長を除き、特別区を含む。）に対する周知につき配慮願いたい。

別　紙

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

（通則）

１　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金交付規則（令和５年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

２　この補助金は、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業、児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業、虐待・思春期問題情報研修センター事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）、共働き家庭里親等支援強化事業、ヤングケアラー支援体制強化事業、障害児安全安心対策事業、障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業及び障害児支援人材確保・職場環境改善等事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待防止対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

３　この補助金は次の事業を対象とする。

（１）児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

令和５年 12 月 26 日こ支虐第 220 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業実施要綱」に基づき、都道府県、市町村（特別区を含む。）が行う児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

（２）児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

令和７年２月 13 日こ支虐第 33 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が行う児童相談所と警察との児童虐待に係る情報共有システム構築事業

（３）児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

（ア）令和７年２月 13 日こ支虐第 34 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（こども家庭セ

ンター分を除く。）

（イ）令和７年２月 13 日こ支虐第 34 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業実施要綱」に基づき、市町村（特別区を含む。）が行う児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

（ウ）令和７年２月 13 日こ支虐第 34 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業実施要綱」に基づき、民間団体が行う児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業に対して、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が補助する事業

（エ）令和７年２月 13 日こ支虐第 34 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所分に限る。）に対して都道府県が補助する事業

（４）虐待・思春期問題情報研修センター事業

平成 17 年５月２日雇児発第 0502001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「児童虐待防止対策支援事業実施要綱」に基づき、社会福祉法人横浜博萌会が行う児童虐待防止対策支援事業（虐待・思春期問題情報研修センター事業の要保護児童等に関する情報共有システムの整備分に限る。）に対して横浜市が補助する事業

（５）児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

（ア）平成 28 年３月７日厚生労働省発雇児 0307　第３号厚生労働事務次官通知別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」に基づき、都道府県が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

（イ）平成 28 年３月７日厚生労働省発雇児 0307　第３号厚生労働事務次官通知別紙「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」に基づき、都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人（以下「都道府県が適当と認める団体」という。）が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業に対して都道府県が補助する事業

（６）児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業

（ア）　令和７年２月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う事業

（イ）　令和７年２月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行い又は助成する事業に対して都道府県が補助する事業

（ウ）　令和７年２月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開

設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う事業（里親負担軽減事業に限る。）

（エ）　令和７年２月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、北海道、札幌市、旭川市及び函館市が行う事業（熱中症防止対策支援事業に限る。）

（オ）　令和７年２月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、北海道管内の市（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）が行い又は助成する事業に対して北海道が補助する事業（熱中症防止対策支援事業に限る。）

（カ）　令和７年２月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が行う事業（性被害防止対策支援事業に限る。）

（キ）　令和７年２月 14 日こ支家第 69 号こども家庭庁支援局長通知別紙「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）実施要綱」に基づき、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が補助する事業（性被害防止対策支援事業に限る。）

（７）共働き家庭里親等支援強化事業

令和７年２月 13 日こ支家第 59 号こども家庭庁支援局長通知別紙「里親養育包括支援（フォスタリング）事業（共働き家庭里親等支援強化事業分）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う共働き家庭里親等支援強化事業

（８）ヤングケアラー支援体制強化事業

令和７年２月 14 日こ支虐第 38 号こども家庭庁支援局長通知別紙「ヤングケアラー支援体制強化事業（令和６年度補正予算）実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市、中核市及び市町村（特別区を含む。）が行うヤングケアラー支援体制強化事業

（９）障害児安全安心対策事業

（ア）　令和６年３月 29 日こ支障第 73 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、北海道、札幌市、旭川市及び函館市が行う事業（熱中症防止対策支援事業に限る。）

（イ）　令和６年３月 29 日こ支障第 73 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、北海道管内の市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）が行い又は助成する事業に対して北海道が補助する事業（熱中症防止対策支援事業に限る。）

（ウ）　令和６年３月 29 日こ支障第 73 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が行う事業（性被害防止対策支援事業に限る。）

（エ）　令和６年３月 29 日こ支障第 73 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児安全安心対策事業実施要綱」に基づき、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県又は市町村（特別区を含む。）が補助する事業（性被害防止対策支援事業に限る。）

（10）障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業

（ア）　令和７年２月 26 日こ支障第 36 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行う事業

（イ）　令和７年２月 26 日こ支障第 36 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

（11）地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業

（ア）令和７年２月 13 日こ支障第 30 号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和６年度地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うＩＣＴ導入モデル事業

（イ）令和７年２月 13 日こ支障第 30 号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和６年度地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うＩＣＴ導入モデル事業のための研修事業

（ウ）令和７年２月 13 日こ支障第 30 号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和６年度地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業実施要綱」に基づき、市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）若しくは社会福祉法人等が行うＩＣＴ導入モデル事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

（エ）令和７年２月 13 日こ支障第 30 号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和６年度地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業実施要綱」に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が行うオンライン環境整備事業

（オ）令和７年２月 13 日こ支障第 30 号こども家庭庁支援局長通知別紙「令和６年度地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業実施要綱」に基づき、市町村等（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く）若しくは社会福祉法人等が行うオンライン環境整備事業に対して都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

（12）障害児支援人材確保・職場環境改善等事業

令和７年２月 26 日こ支障第 38 号こども家庭庁支援局長通知別紙「障害児支援人材確保・職場環境改善等事業実施要綱」に基づき、障害児支援事業所・施設が行う障害児支援人材確保・定着の基盤を構築する事業に対して都道府県が実施する又は補助する事業

（交付額の算定方法）

４　この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

ただし、算出された別表の第３欄の種目ごと（３の（３）の（ウ）、（エ）、（６）の（ア）、（イ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）、（９）及び（11）の（ア）、（ウ）、（エ）、（オ）については施設又は事業所ごと）の交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（１）３の（３）の（ウ）、（エ）、（４）、（５）の（イ）、（６）の（ア）、（イ）、（エ）～（キ）、（９）の（イ）、（エ）、（10）、（11）の（ア）、（ウ）及び（オ）以外の事業

ア　別表の第４欄に定める基準額と、第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に第６欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（２）３の（３）の（ウ）の事業

ア　施設又は事業所ごとに、別表の第４欄に定める基準額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に４分の３を乗じて得た額の合計額と、都道府県等が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第６欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（３）３の（３）の（エ）の事業

ア　市町村ごとに、別表の第４欄に定める基準額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に８分の５を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第６欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（４）３の（４）の事業

ア　別表の第４欄に定める基準額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ　イにより選定された額と横浜市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（５）３の（５）の（イ）の事業

ア　都道府県が適当と認める団体ごとに、別表の第４欄に定める基準額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（６）３の（６）の（ア）、（エ）、（カ）、（10）の（ア）及び（11）の（ア）の事業

ア　施設又は事業所ごとに、別表の第４欄に定める基準額と、第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に第６欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（７）３の（６）の（イ）、（オ）及び（９）の（イ）の事業

ア　施設又は事業所ごとに、別表の第４欄に定める基準額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に４分の３を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第６欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（８）３の（６）の（キ）の事業

ア　施設又は事業所ごとに、別表の第４欄に定める基準額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に４分の３を乗じて得た額の合計額と、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第６欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（９）３の（９）の（エ）の事業

ア　施設又は事業所ごとに、別表の第４欄に定める基準額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に４分の３を乗じて得た額の合計額と、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に別表の第６欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（10）３の（10）の（イ）の事業

ア　施設又は事業所ごとに、別表の第４欄に定める基準額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

（11）３の（11）の（ウ）及び（オ）の事業

ア　施設又は事業所ごとに、別表の第４欄に定める基準額と第５欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ　アにより選定された額に４分の３を乗じて得た額と、都道府県、指定都市及び中

核市が補助した額とを比較して少ない方の額に別表の第６欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（交付の条件）

５　この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

（１）別表第２欄に定める中区分ごとの事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の 30%以内の変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

（２）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

（３）事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

（４）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第 14 条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（５）補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は、別紙様式第８により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の６月３０日までにこども家庭庁長官に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

（６）こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（７）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（８）この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第１による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法

施行令第１４条第１項第２号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（９）都道府県は、都道府県が適当と認める団体が行う児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を廃止する場合には、都道府県が適当と認める団体が現に貸し付けている貸付金の状況及び貸付金の貸付計画等をこども家庭庁長官に報告するとともに、事業を廃止する時期までの国庫補助金の額の合計額を限度としてこども家庭庁が定める額を国庫に返還しなければならない。

(10) 都道府県は、間接補助金を市町村に交付する場合には、（２）から（８）に掲げる条件を付さなければならない。

この場合において（２)、（３)、（５）及び（６）中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」と、（６）中「国庫」とあるのは「都道府県」と、（４）中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と（５）中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、（５）及び（８）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(11) 都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、間接補助金を民間団体若しくは都道府県又は市町村が適当と認める団体に交付する場合には、以下に掲げる条件を付さなければならない。

（ア）（２）から（７）及び（９）に掲げる条件

この場合において（２)、（３)、（５)、（６）及び（９）中「こども家庭庁長官」とあるのは「都道府県知事」又は「市町村長」と、（６）及び（９）中「国庫」とあるのは「都道府県」又は「市町村」と、（４）中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」又は「市町村長の承認」と、（５）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と、「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、（９）中「都道府県は」とあるのは「都道府県が適当と認める団体は」と、「国庫補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

（イ）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第１項第２号の既定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(12)（10）及び（11）により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。

(13)横浜市は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなけれ

ばならない。
(14) 横浜市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、（２）から（８）までに掲げる条件を付さなければならない。 この場合において、（２）、（３）、（５）及び（６）中「こども家庭庁長官」とあるのは「横浜市長」と、「国庫」とあるのは「横浜市」と、（４）中「こども家庭庁長官の承認」とあるのは「横浜市長の承認」と、（５）中「補助事業者」とあるのは「間接補助事業者」と、（５）及び（８）中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。
(15) (14) により付した条件に基づき横浜市長が承認をする場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
(16) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付及び補助金に係る仕入控除税額の返還があった場合には、その納付額及び返還額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

（申請手続）
６　この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。
（１）都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の場合
　別紙様式第２による申請書及び関係書類を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。
（２）上記以外の市町村の場合
　市町村長は、別紙様式第３による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、別に定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

（変更申請手続）
７　この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、６に定める申請手続きに従い、別紙様式第４又は別紙様式第５による申請書及び関係書類を別に定める日までにこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）
８　こども家庭庁長官は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として２か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）
９　こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

10　この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

（１）都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市の場合

　別紙様式第６による報告書を、令和８年４月 10 日（５の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して１か月を経過した日）までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

（２）上記以外の市町村の場合

　市町村長は、別紙様式第７による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめのうえ、令和８年４月 10 日（５の（３）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して１か月を経過した日）までにこども家庭庁長官に提出しなければならない。

（補助金の返還）

11　こども家庭庁長官は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

12　特別の事情により４、６、７及び 10 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめこども家庭庁長官の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

１区分	２中区分	３種目	４基準額	５対象経費	６補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	次により算出された額の合計額 ①　児童相談所におけるＡＩを活用した全国統一ツールに係る改修 １自治体当たり 19,250,000 円 ②　要保護児童等に関する情報共有システムに係る改修 １自治体当たり 7,700,000 円 ※　都道府県、指定都市、児童相談所設置市において、①と②両方のシステムに係る改修を実施する場合には、①の基準額を適用する。	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、報償費、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	１／２
	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業	次により算出された額の合計額 ①　警察署等への端末整備 １自治体当たり　30,550,000 円 ②　児童相談所システム改修 １自治体当たり　20,460,000 円 ※　都道府県において、①と②両方を実施する場合には、①と②を合算した基準額を適用する。	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、委託料及び備品購入費等	１／２
	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	次により算出された額の合計額 児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業 １か所当たり　1,000,000 円	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業に必要な備品購入費等	３の（３）の（ア）及び（イ）の事業（都道府県及び市町村（特別区を含む）実施分） １／２ ３の（３）の（ウ）の事業（間接補助分（民間団体実施分）） ２／３ ３の（３）の（エ）の事業（間接補助分（市町村実施分）） ４／５

	虐待・思春期問題情報研修センター事業	虐待・思春期問題情報研修センター事業	次により算出された額の合計額 社会福祉法人横浜博萌会（間接補助） 要保護児童等に関する情報共有システムの整備　120,000,000円	情報共有システム構築事業に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費等	定額
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県実施分）	次により算出された額の合計額 1　生活支援費 1人当たり月額　50,000円 また、医療機関を定期的に受診する者は、上記の月額に医療費等の実費を合算した額とする。 2　家賃支援費 1人当たり月額　家賃相当額（管理費及び共益費を含む） ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅扶助基準「家賃、間代、地代等の額」に掲げる額（都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該額）の範囲内とする。 3　資格取得支援費 1人当たり　資格取得に要する実費 ただし、上限250,000円とする。 4　事務費 1都道府県当たり　4,800,000円	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費	9／10
		児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）	次により算出された額の合計額に9/10を乗じて得た額 1　生活支援費 1人当たり月額　50,000円 また、医療機関を定期的に受診する者は、上記の月額に医療費等の実費を合算した額とする。 2　家賃支援費 1人当たり月額　家賃相当額（管理費及び共益費を含む） ただし、生活保護制度における貸付対象者の居住地の住宅扶助基準「家賃、間代、地代等の額」に掲げる額（都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該額）の範囲内とする。	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費	定額

			３　資格取得支援費 １人当たり　資格取得に要する実費 ただし、上限 250,000 円とする。 ４　事務費 １都道府県当たり　4,800,000 円	及び修繕料）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費、報償費 （注）都道府県が適当と認める団体が行う事業に対し、別に定めるところにより、都道府県が総事業費の 1/10 相当を別途補助する場合に限る。	
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）	次により算出された額の合計額 １　里親支援センター ①　開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合 １か所当たり　8,000,000 円 ②　開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合 １か所当たり　8,000,000 円 ２　社会的養護自立支援拠点事業所 ・　開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合 １か所当たり　8,000,000 円 ３　妊産婦等生活援助事業所 ・　開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合 １か所当たり　8,000,000 円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）に必要な改修費、設備整備費及び備品購入費	１／２ 又は １／３ （注１） （市及び福祉事務所を設置する町村が行う事業に対して都道府県が補助する場合 ２／３） （１①の事業を実施する場合 ３／４）
		児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）	次により算出された額の合計額 １自治体当たり　500,000 円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）に必要な備品購入費（備品の運送費、備品の設置・据え付け・工事費を含む）	１／２

		児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）	次により算出された額の合計額 1か所当たり　1,000,000円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金、交付金	1／2 （北海道管内の市が行う事業に対して北海道が補助する場合　2／3）
		児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）	次により算出された額の合計額 1か所当たり　100,000円	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金、交付金	1／2 （都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）が実施主体として認めた者が行う事業に対して都道府県等が補助する場合　2／3）
	共働き家庭里親等支援強化事業	共働き家庭里親等支援強化事業	次により算出された額の合計額 1か所あたり　10,000,000円	共働き家庭里親等支援強化事業に必要な給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、共済費、報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷	10/10

				製本費)、役務費（通信運搬費 、広告料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料 、補助金	
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー支援体制強化事業	次により算出された額の合計額 1　ヤングケアラー実態調査・研修推進事業 （1）実態調査・把握 1都道府県、指定都市あたり 6,100,000円 1中核市、特別区あたり 3,153,000円 1市町村あたり 1,709,000円 （2）実態調査スタートアップ加算 1都道府県、指定都市あたり 2,123,000円 1中核市、特別区あたり 1,930,000円 1市町村あたり 1,737,000円 2　ヤングケアラー支援体制構築事業 （1）18歳以上のヤングケアラーへの個別相談対応を含む業務を行う ヤングケアラー・コーディネーターの配置 1都道府県あたり 7,896,000円	ヤングケアラー支援体制強化事業に必要な報酬、給料及び職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、旅費、需用費（消耗品費、教材費、印刷製本費、会議費、光熱水費、燃料費)、改修費、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金等	2／3
	障害児安全安心対策事業	障害児安全安心対策事業（熱中症防止対策支援事業分）	次により算出された額の合計額 1か所当たり　1,000,000円	障害児安全安心対策事業（熱中症防止対策支援事業分）に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費（通信運搬費、手数料)、委託料、備品購入費、補助金、交付金	1／2 （北海道管内の市町村が行う事業に対して北海道が補助する場合 2／3）

		障害児安全安心対策事業（性被害防止対策支援事業分）	次により算出された額の合計額 1か所当たり　100,000円	障害児安全安心対策事業（性被害防止対策支援事業分）に必要な需用費（燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、備品購入費、補助金、交付金	1／2 （市町村（特別区を含む）が行う事業に対して都道府県が補助する場合　2／3）
	障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業	障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業	こども家庭庁長官が必要と認めた額	障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	10/10
	地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業	ＩＣＴ導入モデル事業（直接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分）	次により算出された額の合計額 1施設又は事業所当たり　1,000,000円	ＩＣＴ導入モデル事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	1／2
		ＩＣＴ導入モデル事業のための研修事業	次により算出された額の合計額 1自治体当たり　272,000円	ＩＣＴ導入モデル事業のための研修事業に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	1／2

		ＩＣＴ導入モデル事業（間接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分）	次により算出された額の合計額 １施設又は事業所当たり　　1,000,000円	ＩＣＴ導入モデル事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	２／３
		オンライン環境整備事業（直接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分）	次により算出された額の合計額 児童発達支援センター等１箇所当たり　　800,000円	オンライン環境整備事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	１／２
		オンライン環境整備事業（間接補助・都道府県・指定都市・中核市実施分）	次により算出された額の合計額 児童発達支援センター等１箇所当たり　　800,000円	オンライン環境整備事業に必要な報償費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、補助金	２／３
	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業	次により算出された額の合計額 １．障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分） こども家庭庁長官が必要と認めた額 ２．障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分） こども家庭庁長官が必要と認めた額	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費、補助金、交付金	10/10

（注１）「里親委託加速化プラン」の採択を受けている都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う１②の事業については、補助率を２／３とする。

別紙様式第１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金調書

都道府県（指定都市・中核市・児童相談所設置市・市区町村）名

国		補助率	地方公共団体								備考
			歳入			歳出					
歳出予算科目	交付決定の額		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

（注）

１．「科目」は、国の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。

２．「予算現額」は、歳入にあっては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあっては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。

３．「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別紙様式第２

番　　号
令和　　年　　月　　日

こども家庭庁長官　殿

都　道　府　県　知　事
指　定　都　市　市　長
中　　核　　市　　市　　長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

１　国庫補助金交付申請額　　金　　円

２　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金所要額調書（別表１）

３　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金所要額明細書（別表２）

（添付書類）

（１）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）

（２）その他参考となる資料

別表１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金調書

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

区　分	中区分	事　業　名		国庫補助 基本額 A 円	国庫補助 所要額 B 円
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業		※1	※2
	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業		※3	※4
	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分	※5	※6
			民間団体分（間接補助分）	※7	※8
			市町村分（間接補助分）	※9	※10
	虐待・思春期問題情報研修センター事業	虐待・思春期問題情報研修センター事業	横浜博萌会分（間接補助分）	※11	※12
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	都道府県分	※13	※14
			民間団体分（間接補助分）	※15	※16
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）	改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（里親支援センター分）	開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合	※17	※18
			開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）	※19	※20
			開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）	※21	※22
		改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（社会的養護自立支援拠点事業所分）		※23	※24
		改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（妊産婦等生活援助事業所分）	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分（直接補助分）	※25	※26
			市町村分（間接補助分）	※27	※28
		里親負担軽減事業		※29	※30
		熱中症防止対策支援事業	北海道、札幌市、旭川市、函館市分	※31	※32
			市分（間接補助分）	※33	※34
		性被害防止対策支援事業	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市分	※35	※36
			都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）	※37	※38
	共働き家庭里親等支援強化事業	共働き家庭里親等支援強化事業		※39	※40
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）		※41	※42
		ヤングケアラー支援体制構築事業（都道府県における18歳以上のヤングケアラー支援分）		※43	※44
	障害児安全安心対策事業	熱中症防止対策支援事業	北海道、札幌市、旭川市、函館市分	※45	※46
			市町村分（間接補助分）	※47	※48
		性被害防止対策支援事業	都道府県、指定都市、中核市分	※49	※50
			都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）	※51	※52
	障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業	障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業		※53	※54
	地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業	地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業	障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（直接補助分）	※55	※56
			障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（間接補助分）	※57	※58
			都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会	※59	※60
			児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）	※61	※62
			児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）	※63	※64
	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）		※65	※66
		障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分）		※67	※68
合　計					

（記載上の注意）
１．Ａ欄及びＢ欄には、別表２により算出した額（※１から※68）を記入すること。

別表２－１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

対象システム A	実施内容 B	総事業費 C	寄付金その他の収入予定額 D	差 引 額 （Ｃ－Ｄ） E	対象経費の支出予定額 F	算定基準による算定額 G	選定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （Ｉ×1/2） J
		円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、対象システムとして「①児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール」、「②要保護児童等に関する情報共有システム」又は「③①と②両方のシステムに係る改修」を選択し、記入すること。
３．Ｂ欄には、「システム改修の実施方法」、「システム改修内容」、「改修により期待される効果」の３点について簡潔に記載すること。
４．Ｅ欄には、Ｃ欄からＤ欄を差し引いた額を記入すること。
５．Ｇ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｅ欄、Ｆ欄及びＧ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
７．Ｉ欄には、Ｈ欄の額を記入すること。
８．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－２

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

対象システム A	実施内容 B	総事業費 C	寄付金その他の収入予定額 D	差 引 額 （Ｃ－Ｄ） E	対象経費の支出予定額 F	算定基準による算定額 G	選定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （Ｉ×1/2） J
		円	円	円	円	円	円	※3 円	※4 円

（記載上の注意）
１．Ａ欄には、対象システムとして「①警察署等への端末整備（都道府県のみ）」、「②児童相談所システム改修」又は「③①と②両方実施（都道府県のみ）」を選択し、記入すること。
２．Ｂ欄には、「システム構築の概要」、「システム構築により期待される効果」の２点について簡潔に記載すること。
３．Ｅ欄には、Ｃ欄からＤ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｇ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｅ欄、Ｆ欄及びＧ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｈ欄の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－３

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別等	事業所等名	実施内容 A	総事業費 B	寄付金その他の収入予定額 C	差引額 （Ｂ－Ｃ） D	対象経費の支出予定額 E	算定基準による算定額 F	選定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） I
			円	円	円	円	円	円	円	円
合　計									※５	※６

（記載上の注意）
１．本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、実施内容について、簡潔に記入すること。（例：安全確認等を行う外出先での記録のためのタブレット端末をリース）
３．Ｄ欄には、Ｂ欄からＣ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｆ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｄ欄、Ｅ欄及びＦ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額を記入すること。
７．Ｉ欄には、Ｈ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

①児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・民間団体実施分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

市町村名	施設種別等	事業所等名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	（Ｆ×3/4） G 円	都道府県等補助予定額 H 円	国庫補助基本額 I 円	国庫補助所要額 （Ｉ×2/3） J 円
合　計											※7	※8

（記載上の注意）
1．本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・民間団体実施分）のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・市及び福祉事務所設置町村実施分）　※母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所分

市町村名	公立・私立の別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	（F×5/8） G 円	都道府県補助予定額 H 円	国庫補助基本額 I 円	国庫補助所要額（I×4/5） J 円
市町村計												
市町村計												
市町村計												
市町村計												
合　計											※9	※10

（記載上の注意）
1．本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・市及び福祉事務所設置町村実施分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村の合計額に５／８を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に４／５を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－４

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

虐待・思春期問題情報研修センター事業（横浜市）

（単位：円）

総事業費 A	その他の収入額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	補助予定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I	備　　考 J
	0						※11	※12	

（記載上の注意）
１．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
２．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。
３．Ｈ欄には、Ｆ欄とＧ欄を比較して少ない方の額を記入する。
４．Ｉ欄には、Ｈ欄の額と同額を記入する。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－５

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

①児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県等実施分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

自治体名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×9/10） H
	円	円	円	円	円	円	※13 円	※14 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県等実施分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に9/10を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）

団体名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	都道府県補助予定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計								※15	※16

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、各団体ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各団体ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｆ欄とＧ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｈ欄の額と同額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－６

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

（１）里親支援センター

①　開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合

事業所等名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×3/4） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※17	※18

（記載上の注意）

１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の事業のみ記入すること。

２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。

３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。

４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。

５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。

６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（１）里親支援センター
　②　開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）

事業所等名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※19	※20

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）の事業のみ記入すること。
２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（１）里親支援センター
③　開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）

事業所等名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額 （Ｇ×2/3） H 円
合計							※21	※22

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）の事業のみ記入すること。
２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－６②

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）
（２）社会的養護自立支援拠点事業所

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

事業所等名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※23	※24

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、社会的養護自立支援拠点事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の事業のみ記入すること。
２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－６③

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）　都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

（３）妊産婦等生活援助事業

①　都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分

事業所等名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※25	※26

（記載上の注意）

１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、
　　都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が妊産婦等生活援助事業を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の直接補助事業のみ記入すること。
２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（３）妊産婦等生活援助事業
②　市町村分（間接補助分）

事業所等名（市及び福祉事務所設置町村名）	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助予定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｇ×2/3） J
	円	円	円	円	円	円				
合計							円	円	※27 円	※28 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が妊産婦等生活援助事業を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－６④

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

自治体名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	※29 円	※30 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）について、記入すること。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額（５００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）
①北海道、札幌市、旭川市、函館市分

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	対象施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H	設置室数	設置台数	導入内容（具体的な内容を記載）
		円	円	円	円	円	円	円	円	部屋	台	
合　計								※31	※32			

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、対象施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、対象施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、対象施設ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②市分（間接補助分）

市名	施設種別	対象施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助予定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （Ｉ×2/3） J	設置室数	設置台数	導入内容 （具体的な内容を記載）
			円	円	円	円	円	円					部屋	台	
合　　計									円	円	円※33	円※34			

（記載上の注意）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、対象施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１，０００，０００円）を記入すること。
4．Ｆ欄には、対象施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の市の合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）
①都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市分

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額（Ｄ－Ｅ） F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	国庫補助基本額 J	国庫補助所要額（Ｊ×1/2） K	導入備品内容（主な購入物品） L					導入内容（その他の具体的な内容を記載） M
											バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円						
合　計									※35	※36	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

（記載上の注意）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
2．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
5．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
6．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7．Ｊ欄には、対象施設ごとにＩ欄の額を記入すること。
8．Ｋ欄には、Ｊ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
9．Ｌ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
10．Ｍ欄には、導入内容を記載すること。

②都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）

施設種別 A	設置主体 （公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額 （D－E） F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	（Ⅰ×3/4） J	都道府県等補助予定額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額 （L×2/3） M	導入備品内容（主な購入物品） N バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	導入内容 （その他の具体的な内容を記載） O
			円	円	円	円	円	円										
合　計									円	円	※37 円	※38 円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

（記載上の注意）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
2．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
5．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
6．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
8．Ｌ欄には、対象施設ごとにＪ欄とＫ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
9．Ｍ欄には、Ｌ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
10．Ｎ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
11．Ｏ欄には、導入内容を記載すること。

別表２－７

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

共働き家庭里親等支援強化事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

事業所等名 A	法人等名 B	総事業費 C	寄付金その他の収入予定額 D	差 引 額 （Ｃ－Ｄ） E	対象経費の支出予定額 F	算定基準による算定額 G	選定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （Ｉ×10/10） J
	円	円	円	円	円	円 10,000,000	円	※39 円	※40 円

（記載上の注意）
１．本表には、共働き家庭里親等支援強化事業について、記入すること。
２．Ａ欄には、事業所等の名称を、Ｂ欄には事業所等を運営する法人等の名称を記入すること。
３．Ｅ欄には、Ｃ欄からＤ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｇ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｅ欄、Ｆ欄及びＧ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｈ欄の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－８

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

ヤングケアラー支援体制強化事業

１　ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）

（１）事業内容

事業内容 A	調査の実施機関 B	調査の実施期間 C	調査対象者 D	調査方法 （記名の有無） E	スタートアップ 加算の活用内容 F	共同実施 の有無 G

１．本表には、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費　など）
３．Ｂ欄からＥ欄については、スタートアップ加算の活用等により調査自体の実施が次年度以降になる場合は、想定される実施内容を記入すること。
４．Ｆ欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること。（例：自治体専用のWebフォーム作成　など）

（２）申請内容

総事業費 H	寄付金その他 の収入予定額 I	差 引 額 （Ｈ－Ｉ） J	対象経費の 支出予定額 K	算定基準に よる算定額 L	選定額 M	国庫補助 基本額 N	国庫補助 所要額 （Ｎ×2/3） O
円	円	円	円	円	円	※41　円	※42　円

１．Ｌ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。スタートアップ加算を活用する場合は、基準額に上乗せして記入すること。
２．Ｍ欄には、Ｊ欄、Ｋ欄及びＬ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
３．Ｎ欄には、Ｍ欄の額を記入すること。
４．Ｏ欄には、Ｎ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（３）共同実施

共同実施先の 自治体名 P	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分） Q	基準額 （共同実施自治体分） R

（記載上の注意）
１．Ｐ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
２．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
３．Ｒ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

２　ヤングケアラー支援体制構築事業（都道府県における18歳以上のヤングケアラー支援分）

（１）事業内容

配置場所	配置人数	実施機関	業務内容	対象年齢	対応ケース数(見込)
					0 件

（２）申請内容

総事業費 A	寄付金その他 の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 （Ｇ×2/3） H
円	円	円	円	円	円	※43　円	※44　円

（記載上の注意）
１．本表には、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
３．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
４．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（３）共同実施

共同実施先の 自治体名 I	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分） J	基準額 （共同実施自治体分） K

（記載上の注意）
１．Ｉ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
２．Ｊ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
３．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

障害児安全安心対策事業

①熱中症防止対策支援事業（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H	設置室数	設置台数	導入内容（具体的な内容を記載）
		円	円	円	円	円	円	円	円	部屋	台	
合　計								※45	※46			

（記載上の注意）
1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、熱中症防止対策支援事業（直接補助分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１，０００，０００円）を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、対象施設ごとにＦ欄の額を記入すること。
6．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②熱中症防止対策支援事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県等補助予定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J	設置室数	設置台数	導入内容（具体的な内容を記載）
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	部屋	台	
合　計										※47	※48			

（記載上の注意）
1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、熱中症防止対策支援事業（間接補助分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１，０００，０００円）を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

③性被害防止対策支援事業（直接補助分）

施設種別 A	設置主体 （公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額 F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	国庫補助基本額 J	国庫補助所要額 （J×1/2） K	導入備品内容（主な購入物品） L パーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	導入内容 （その他の具体的な内容を記載） M
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（記載上の注意）
1．A欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
2．B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記載すること。
3．F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
4．H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
5．I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
6．J欄には、対象施設ごとにI欄の額を記入すること。
7．K欄には、J欄の額に１／２を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
8．L欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
9．M欄には、導入内容を記載すること。
10．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

④性被害防止対策支援事業（間接補助分）

施設種別 A	設置主体 （公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額 F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	（Ｉ×3/4） J	都道府県等補助額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額 （Ｌ×2/3） M	導入備品内容（主な購入物品） N パーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	導入内容 （その他の具体的な内容を記載） O
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（記載上の注意）
1．A欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
2．B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
3．F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
4．H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
5．I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
6．J欄には、I欄の額に３／４を乗じた額を記載すること。
7．L欄には、J欄とK欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
8．M欄には、L欄の額に２／３を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
9．N欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
10．O欄には、導入内容を記載すること。
11．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業
①障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業（直接補助分）　　都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×10/10） H
		円	円	円	円	円	円	円	円
合　計								※53	※54

（記載上の注意）
１．本表には、地障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業（直接補助分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	都道府県等補助予定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額（H×10/10） I
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
合　計									※53	※54

（記載上の注意）
１．本表には、地障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業（間接補助分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｉ欄には、Ｈ欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別紙

障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業　積算内訳書

費目	対象経費の支出予定額（円）	積算内訳
報酬		
給料		
報償費		
職員手当等		
共済費		
旅費		
役務費		
使用料及び賃借料		
委託料		
需用費		
備品購入費		
合　計	0	

「積算内訳」欄には、支出予定額の積算基礎を具体的に記入すること。

別表２－１１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業

①障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H
		円	円	円	円	円	円	円	円
合　計								※55	※56

（記載上の注意）
1．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（直接補助分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
6．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県等補助予定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合　計										※57	※58

（記載上の注意）
1．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（間接補助分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

③都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会

	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円 ※59	円 ※60

（記載上の注意）
1．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の、ICT導入に伴う研修会事業費のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
6．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。

④児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差 引 額（Ａ－Ｂ） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額（Ｇ×1/2） H 円
合　計								※61	※62

（記載上の注意）
1．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の障害児支援分野の児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
6．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

⑤児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差 引 額（Ａ－Ｂ） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	（Ｆ×3/4） G 円	都道府県等補助予定額 H 円	国庫補助基本額 I 円	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J 円
合　計										※63	※64

（記載上の注意）
1．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の、児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－１２

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業

（都道府県名）

種目		総事業費 A	寄附金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	都道府県補助額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I	備考	補助率
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業	障害児支援事業所・施設分			0			0		※65 0	※66 0		10/10
	都道府県支援分			0			0		※67 0	※68 0		10/10
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（記載上の注意）

１．Ｆ欄は、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。

２．Ｈ欄は、Ｆ欄とＧ欄を比較して少ない方の額を記入する。

３．障害児支援事業所・施設分のＩ欄は、Ｈ欄に10／10を乗じて得た額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

４．都道府県支援分のＩ欄は、Ｈ欄に10/10を乗じて得た額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙１

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）　積算内訳書

費目	対象経費の支出予定額	積　算　内　訳
報酬		
給料		
報償費		
職員手当等		
共済費		
旅費		
役務費		
使用料及び賃借料		
委託料		
需用費		
備品購入費		
合　計	0	

「積算内訳」欄には、支出予定額の積算基礎を具体的に記入すること。

別紙２

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分）　事業内容計画書

事業の具体的内容（自由記述）

別紙様式第３

番　　号
令　和　　年　　月　　日

こども家庭庁長官　殿

市　　町　　村　　長

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

１　国庫補助金交付申請額　　金　　円

２　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金所要額調書（別表１）

３　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金所要額明細書（別表２）

（添付書類）

（１）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）

（２）その他参考となる資料

別表１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額調書

都道府県名

市区町村名

区　　分	中区分	事　　業　　名	国庫補助 基本額 A 円	国庫補助 所要額 B 円
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	※１	※２
	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	※３	※４
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）	性被害防止対策支援事業（直接補助分）	※５	※６
		性被害防止対策支援事業（間接補助分）	※７	※８
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）	※９	※10
	障害児安全安心対策事業	性被害防止対策支援事業（直接補助分）	※11	※12
		性被害防止対策支援事業（間接補助分）	※13	※14
合　　計				

（記載上の注意）
１．Ａ欄及びＢ欄には、別表２により算出した額（※１から※14）を記入すること。

別表２－１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

市区町村名

対象システム A	実施内容 B	総事業費 C	寄付金その他の収入予定額 D	差 引 額 （Ｃ－Ｄ） E	対象経費の支出予定額 F	算定基準による算定額 G	選定額 H	国庫補助基本額 Ⅰ	国庫補助所要額 （Ⅰ×1/2） J
		円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、対象システムとして「要保護児童等に関する情報共有システム」を選択し、記入すること。
３．Ｂ欄には、「システム改修の実施方法」、「システム改修内容」、「改修により期待される効果」の３点について簡潔に記載すること。
４．Ｅ欄には、Ｃ欄からＤ欄を差し引いた額を記入すること。
５．Ｇ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｅ欄、Ｆ欄及びＧ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
７．Ⅰ欄には、Ｈ欄の額を記入すること。
８．Ｊ欄には、Ⅰ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－２

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

市区町村名

施設種別等	事業所等名	実施内容 A	総事業費 B	寄付金その他の収入予定額 C	差 引 額 （Ｂ－Ｃ） D	対象経費の支出予定額 E	算定基準による算定額 F	選定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 （Ｈ×1/2） I
			円	円	円	円	円	円	円	円
合　計									※３	※４

（記載上の注意）
１．本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。
２．Ａ欄には、実施内容について、簡潔に記入すること。（例：安全確認等を行う外出先での記録のためのタブレット端末をリース）
３．Ｄ欄には、Ｂ欄からＣ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｆ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｄ欄、Ｅ欄及びＦ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額を記入すること。
７．Ｉ欄には、Ｈ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）
①市町村分

市区町村名

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額（D－E） F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	国庫補助基本額 J	国庫補助所要額（J×1/2） K	導入備品内容（主な購入物品） L					導入内容（その他の具体的な内容を記載） M
											パーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円						
合　計									※5	※6	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

（記載上の注意）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
2．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
5．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
6．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7．Ｊ欄には、対象施設ごとにＩ欄の額を記入すること。
8．Ｋ欄には、Ｊ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
9．Ｌ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
10．Ｍ欄には、導入内容を記載すること。

②市町村が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額（D－E） F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	（Ｉ×3/4） J	市町村補助予定額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額（Ｌ×2/3） M	導入備品内容（主な購入物品） N					導入内容（その他の具体的な内容を記載） O
													パーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
			円	円	円	円	円	円										
合　計									円	円	※7　円	※8　円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

（記載上の注意）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
2．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
5．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
6．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
8．Ｌ欄には、Ｊ欄とＫ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
9．Ｍ欄には、Ｌ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
10．Ｎ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
11．Ｏ欄には、導入内容を記載すること。

別表２－４

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

都道府県名
市区町村名

ヤングケアラー支援体制強化事業

１　ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）

（１）事業内容

事業内容 A	調査の実施機関 B	調査の実施期間 C	調査対象者 D	調査方法 （記名の有無） E	スタートアップ 加算の活用内容 F	共同実施 の有無 G

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費　など）
３．Ｂ欄からＥ欄については、スタートアップ加算の活用等により調査自体の実施が次年度以降になる場合は、想定される実施内容を記入すること。
４．Ｆ欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること。（例：自治体専用のWebフォーム作成　など）

（２）申請内容

総事業費 H	寄付金その他 の収入予定額 I	差 引 額 （Ｈ－Ｉ） J	対象経費の 支出予定額 K	算定基準に よる算定額 L	選定額 M	国庫補助 基本額 N	国庫補助 所要額 （Ｎ×2/3） O
円	円	円	円	円	円	※9　円	※10　円

１．Ｌ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。スタートアップ加算を活用する場合は、基準額に上乗せして記入すること。
２．Ｍ欄には、Ｊ欄、Ｋ欄及びＬ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
３．Ｎ欄には、Ｍ欄の額を記入すること。
４．Ｏ欄には、Ｎ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（３）共同実施

共同実施先の 自治体名 P	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分） Q	基準額 （共同実施自治体分） R

（記載上の注意）
１．Ｐ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
２．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
３．Ｒ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

別表２－５

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金所要額明細書

障害児安全安心対策事業

①性被害防止対策支援事業（直接補助分）

市区町村名

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額 F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定定額 H	選定額 I	国庫補助基本額 J	国庫補助所要額（Ｊ×1/2） K	導入備品内容（主な購入物品） L					導入内容（その他の具体的な内容を記載） M
											バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
か所			円	円	円	円	円	円	円 ※11	円 ※12	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
0			0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	

（記載上の注意）

１．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。

２．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記載すること。

３．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。

４．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。

５．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

６．Ｊ欄には、対象施設ごとにＩ欄の額を記入すること。

７．Ｋ欄には、Ｊ欄の額に１／２を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。

８．Ｌ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）

９．Ｍ欄には、導入内容を記載すること。

10．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

②性被害防止対策支援事業（間接補助分）

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額 F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定定額 H	選定額 I	（Ｉ×3/4） J	都道府県等補助額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額（Ｌ×2/3） M	導入備品内容（主な購入物品） N					導入内容（その他の具体的な内容を記載） O
													バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	円 ※13	円 ※14	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（記載上の注意）

１．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。

２．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。

３．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。

４．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。

５．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

６．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に３／４を乗じた額を記載すること。

７．Ｌ欄には、対象施設ごとにＩ欄とＪ欄を比較し、いずれか少ない方の額を記載すること。

８．Ｍ欄には、Ｌ欄の額に２／３を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。

９．Ｎ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）

10．Ｏ欄には、導入内容を記載すること。

11．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別紙様式第４

番　　号
令　和　　年　　月　　日

こども家庭庁長官　殿

都　道　府　県　知　事
指　定　都　市　市　長
中　核　市　市　長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金の変更交付申請について

令和　年　月　日こ支虐第　　号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

１　今回追加交付（一部取消）申請額　　金　　円
既交付決定額　　金　　円
変更後国庫補助所要額　　金　　円

２　変更を必要とする理由

３　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金変更所要額調書（別表１）

４　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金変更所要額明細書（別表２）

（添付書類）
（１）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
（２）その他参考となる資料

別表１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額調書

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

区　分	中区分	事　業　名		国庫補助基本額 A	国庫補助所要額 B	既交付決定額 C	差引国庫補助所要額（Ｂ－Ｃ） D
				円	円	円	円
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業		※1	※2		
	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業		※3	※4		
	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分	※5	※6		
			民間団体分（間接補助分）	※7	※8		
			市町村分（間接補助分）	※9	※10		
	虐待・思春期問題情報研修センター事業	虐待・思春期問題情報研修センター事業	横浜博萌会分（間接補助分）	※11	※12		
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	都道府県分	※13	※14		
			民間団体分（間接補助分）	※15	※16		
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）	改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（里親支援センター分）	開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合	※17	※18		
			開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）	※19	※20		
			開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）	※21	※22		
		改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（社会的養護自立支援拠点事業所分）		※23	※24		
		改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（妊産婦等生活援助事業所分）	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分（直接補助分）	※25	※26		
			市町村分（間接補助分）	※27	※28		
		里親負担軽減事業		※29	※30		
		熱中症防止対策支援事業	北海道、札幌市、旭川市、函館市分	※31	※32		
			市分（間接補助分）	※33	※34		
		性被害防止対策支援事業	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市分	※35	※36		
			都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）	※37	※38		
	共働き家庭里親等支援強化事業	共働き家庭里親等支援強化事業		※39	※40		
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）		※41	※42		
		#REF!		※43	※44		
	障害児安全安心対策事業	熱中症防止対策支援事業	北海道、札幌市、旭川市、函館市分	※45	※46		
			市町村分（間接補助分）	※47	※48		
		性被害防止対策支援事業	都道府県、指定都市、中核市分	※49	※50		
			都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）	※51	※52		
	障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業	障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業		※53	※54		
	地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業	地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業	障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（直接補助分）	※55	※56		
			障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（間接補助分）	※57	※58		
			都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会	※59	※60		
			児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）	※61	※62		
			児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）	※63	※64		
	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）		※65	※66		
		障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分）		※67	※68		
合　計							

（記載上の注意）
１．Ａ欄及びＢ欄には、別表２により算出した額（※１から※68）を記入すること。
２．Ｃ欄には、既交付決定額を記入すること。
３．Ｄ欄には、Ｂ欄からＣ欄を差し引いた額を記入すること。

別表２－１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

対象システム A	実施内容 B	総事業費 C	寄付金その他の収入予定額 D	差 引 額 （Ｃ－Ｄ） E	対象経費の支出予定額 F	算定基準による算定額 G	選定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （Ｉ×1/2） J
		円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、対象システムとして「①児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール」、「②要保護児童等に関する情報共有システム」又は「③①と②両方のシステムに係る改修」を選択し、記入すること。
３．Ｂ欄には、「システム改修の実施方法」、「システム改修内容」、「改修により期待される効果」の３点について簡潔に記載すること。
４．Ｅ欄には、Ｃ欄からＤ欄を差し引いた額を記入すること。
５．Ｇ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｅ欄、Ｆ欄及びＧ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
７．Ｉ欄には、Ｈ欄の額を記入すること。
８．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－２

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

対象システム A	実施内容 B	総事業費 C	寄付金その他の収入予定額 D	差 引 額 （C－D） E	対象経費の支出予定額 F	算定基準による算定額 G	選定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （I×1/2） J
		円	円	円	円	円	円	※3 円	※4 円

（記載上の注意）
１．Ａ欄には、対象システムとして「①警察署等への端末整備（都道府県のみ）」、「②児童相談所システム改修」又は「③①と②両方実施（都道府県のみ）」を選択し、記入すること。
２．Ｂ欄には、「システム構築の概要」、「システム構築により期待される効果」の２点について簡潔に記載すること。
３．Ｅ欄には、Ｃ欄からＤ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｇ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｅ欄、Ｆ欄及びＧ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｈ欄の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－３

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別等	事業所等名	実施内容 A	総事業費 B	寄付金その他の収入予定額 C	差 引 額 （Ｂ－Ｃ） D	対象経費の支出予定額 E	算定基準による算定額 F	選定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） I
			円	円	円	円	円	円	円	円
合　計									※5	※6

（記載上の注意）
１．本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、実施内容について、簡潔に記入すること。（例：安全確認等を行う外出先での記録のためのタブレット端末をリース）
３．Ｄ欄には、Ｂ欄からＣ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｆ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｄ欄、Ｅ欄及びＦ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額を記入すること。
７．Ｉ欄には、Ｈ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－３②

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

①児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・民間団体実施分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

市町村名	施設種別等	事業所等名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	（Ｆ×3/4） G 円	都道府県等補助予定額 H 円	国庫補助基本額 I 円	国庫補助所要額 （Ｉ×2/3） J 円
合　計											※7	※8

（記載上の注意）
1．本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・民間団体実施分）のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・市及び福祉事務所設置町村実施分）　※母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所分

市町村名	公立・私立の別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	（F×5/8） G 円	都道府県補助予定額 H 円	国庫補助基本額 I 円	国庫補助所要額（I×4/5） J 円
市町村計												
市町村計												
市町村計												
市町村計												
合　計											※9	※10

（記載上の注意）
1．本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・市及び福祉事務所設置町村実施分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村の合計額に５／８を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に４／５を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－４

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

虐待・思春期問題情報研修センター事業（横浜市）

（単位：円）

総事業費 A	その他の収入額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	補助予定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I	備　　考 J
	0						※11	※12	

（記載上の注意）
１．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入する。
２．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。
３．Ｈ欄には、Ｆ欄とＧ欄を比較して少ない方の額を記入する。
４．Ｉ欄には、Ｈ欄の額と同額を記入する。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２―５

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

①児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県等実施分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

自治体名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×9/10） H
	円	円	円	円	円	円	※13 円	※14 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県等実施分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に9/10を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）

団体名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	都道府県補助予定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合　計								※15	※16

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、各団体ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各団体ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｆ欄とＧ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｈ欄の額と同額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－６

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

（１）里親支援センター

①　開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合

事業所等名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×3/4） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※17	※18

（記載上の注意）

１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の事業のみ記入すること。

２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。

３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。

４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。

５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。

６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（１）里親支援センター
　②　開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）

事業所等名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※19	※20

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）の事業のみ記入すること。
２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（１）里親支援センター
③　開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）

事業所等名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額 （Ｇ×2/3） H 円
合計							※21	※22

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）の事業のみ記入すること。
２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－６②

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）
（２）社会的養護自立支援拠点事業所

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

事業所等名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※23	※24

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、社会的養護自立支援拠点事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の事業のみ記入すること。
２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－６③

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）
（３）妊産婦等生活援助事業
①　都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

事業所等名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※25	※26

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、
　都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が妊産婦等生活援助事業を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の直接補助事業のみ記入すること。
２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（３）妊産婦等生活援助事業
②　市町村分（間接補助分）

事業所等名（市及び福祉事務所設置町村名）	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助予定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｇ×2/3） J
	円	円	円	円	円	円				
合計							円	円	※27 円	※28 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が妊産婦等生活援助事業を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村の合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－６④

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

自治体名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	※29 円	※30 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）について、記入すること。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額（５００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）
①北海道、札幌市、旭川市、函館市分

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	対象施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額（G×1/2） H 円	設置室数	設置台数	導入内容（具体的な内容を記載）
										部屋	台	
合　計								※31	※32			

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、対象施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、対象施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、対象施設ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②市分（間接補助分）

市名	施設種別	対象施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助予定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （Ｉ×2/3） J	設置室数	設置台数	導入内容 （具体的な内容を記載）
			円	円	円	円	円	円					部屋	台	
合　　計									円	円	※33 円	※34 円			

（記載上の注意）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、対象施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１，０００，０００円）を記入すること。
4．Ｆ欄には、対象施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の市合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）
①都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市分

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額（D－E） F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	国庫補助基本額 J	国庫補助所要額（J×1/2） K	導入備品内容（主な購入物品） L					導入内容（その他の具体的な内容を記載） M
											パーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円						
合　計									※35	※36	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
２．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
３．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
４．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
５．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
６．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
７．Ｊ欄には、対象施設ごとにＩ欄の額を記入すること。
８．Ｋ欄には、Ｊ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
９．Ｌ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
10．Ｍ欄には、導入内容を記載すること。

②都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）

施設種別 A	設置主体 （公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額 （D－E） F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	（Ⅰ×3/4） J	都道府県等補助予定額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額 （L×2/3） M	導入備品内容（主な購入物品） N バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	導入内容 （その他の具体的な内容を記載） O
			円	円	円	円	円	円										
合　計									円	円	※37 円	※38 円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

（記載上の注意）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
2．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
5．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
6．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
8．Ｌ欄には、Ｊ欄とＫ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
9．Ｍ欄には、Ｌ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
10．Ｎ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
11．Ｏ欄には、導入内容を記載すること。

別表２－７

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

共働き家庭里親等支援強化事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

事業所等名 A	法人等名 B	総事業費 C	寄付金その他の収入予定額 D	差引額（C－D） E	対象経費の支出予定額 F	算定基準による算定額 G	選定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ⅰ×10/10） J
	円	円	円	円	円	円 10,000,000	円	※39 円	※40 円

（記載上の注意）
１．本表には、共働き家庭里親等支援強化事業について、記入すること。
２．Ａ欄には、事業所等の名称を、Ｂ欄には事業所等を運営する法人等の名称を記入すること。
３．Ｄ欄には、Ｂ欄からＣ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｆ欄、Ｇ欄及びＨ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
６．Ⅰ欄には、Ｈ欄の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ⅰ欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－８

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

ヤングケアラー支援体制強化事業

１　ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）

（１）事業内容

事業内容 A	調査の実施機関 B	調査の実施期間 C	調査対象者 D	調査方法 （記名の有無） E	スタートアップ 加算の活用内容 F	共同実施 の有無 G

１．本表には、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費　など）
３．Ｂ欄からＥ欄については、スタートアップ加算の活用等により調査自体の実施が次年度以降になる場合は、想定される実施内容を記入すること。
４．Ｆ欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること。（例：自治体専用のWebフォーム作成　など）

（２）申請内容

総事業費 H	寄付金その他 の収入予定額 I	差 引 額 （Ｈ－Ｉ） J	対象経費の 支出予定額 K	算定基準に よる算定額 L	選定額 M	国庫補助 基本額 N	国庫補助 所要額 （Ｎ×2/3） O
円	円	円	円	円	円	※41 円	※42 円

１．Ｌ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。スタートアップ加算を活用する場合は、基準額に上乗せして記入すること。
２．Ｍ欄には、Ｊ欄、Ｋ欄及びＬ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
３．Ｎ欄には、Ｍ欄の額を記入すること。
４．Ｏ欄には、Ｎ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（３）共同実施

共同実施先の 自治体名 P	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分） Q	基準額 （共同実施自治体分） R

（記載上の注意）
１．Ｐ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
２．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
３．Ｒ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

２　ヤングケアラー支援体制構築事業（都道府県における18歳以上のヤングケアラー支援分）

（１）事業内容

配置場所	配置人数	実施機関	業務内容	対象年齢	対応ケース数（見込）
					0 件

（２）申請内容

総事業費 A	寄付金その他 の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 支出予定額 D	算定基準に よる算定額 E	選定額 F	国庫補助 基本額 G	国庫補助 所要額 （Ｇ×2/3） H
円	円	円	円	円	円	※43 円	※44 円

（記載上の注意）
１．本表には、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
３．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
４．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（３）共同実施

共同実施先の 自治体名 I	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分） J	基準額 （共同実施自治体分） K

（記載上の注意）
１．Ｉ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
２．Ｊ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
３．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

障害児安全安心対策事業
①熱中症防止対策支援事業（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H	設置室数	設置台数	導入内容（具体的な内容を記載）
		円	円	円	円	円	円	円	円	部屋	台	
合　計								別45	別46			

（記載上の注意）
１．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、熱中症防止対策支援事業（直接補助分）のみを記入すること。
２．C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
３．E欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１，０００，０００円）を記入すること。
４．F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．G欄には、対象施設ごとにF欄の額を記入すること。
６．H欄には、G欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②熱中症防止対策支援事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差引額（A－B） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（F×3/4） G	都道府県等補助予定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（I×2/3） J	設置室数	設置台数	導入内容（具体的な内容を記載）
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	部屋	台	
合　計										別47	別48			

（記載上の注意）
１．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、熱中症防止対策支援事業（間接補助分）のみを記入すること。
２．C欄には、実施施設ごとにA欄からB欄を差し引いた額を記入すること。
３．E欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１，０００，０００円）を記入すること。
４．F欄には、実施施設ごとにC欄、D欄及びE欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．G欄には、F欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．I欄には、G欄とH欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．J欄には、I欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

③性被害防止対策支援事業（直接補助分）

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額 F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	国庫補助基本額 J	国庫補助所要額（J×1/2） K	導入備品内容（主な購入物品） パーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他 L	導入内容（その他の具体的な内容を記載） M
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
					0			0	0	0						
か所			円	円	円	円	円	円	円 別49	円 別50	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（記載上の注意）
１．A欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
２．B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記載すること。
３．F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
４．H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
５．I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
６．J欄には、対象施設ごとにI欄の額を記入すること。
７．K欄には、J欄の額に１／２を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
８．L欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
９．M欄には、導入内容を記載すること。
10．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

④性被害防止対策支援事業（間接補助分）

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額 F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	（I×3/4） J	都道府県等補助額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額（L×2/3） M	導入備品内容（主な購入物品） パーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他 N	導入内容（その他の具体的な内容を記載） O
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
					0			0	0		0	0						
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	円 別51	円 別52	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（記載上の注意）
１．A欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
２．B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
３．F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。
４．H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
５．I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
６．J欄には、I欄の額に３／４を乗じた額を記載すること。
７．L欄には、対象施設ごとにJ欄、K欄を比較し、いずれか少ない額を記入すること。
８．M欄には、L欄の額に２／３を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
９．N欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
10．O欄には、導入内容を記載すること。
11．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別表２－１０

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業
①障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額（Ａ－Ｂ）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（Ｇ×10/10）
		A	B	C	D	E	F	G	H
		円	円	円	円	円	円	円	円
合　計								※53	※54

（記載上の注意）
１．本表には、障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業（直接補助分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費	寄付金その他の収入予定額	差引額（Ａ－Ｂ）	対象経費の支出予定額	算定基準による算定額	選定額	都道府県等補助予定額	国庫補助基本額	国庫補助所要額（Ｉ×10/10）
		A	B	C	D	E	F	G	H	I
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
合　計									※53	※54

（記載上の注意）
１．本表には、障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業（間接補助分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｉ欄には、Ｈ欄の額に10／10を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別紙

障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業　積算内訳書

費目	対象経費の支出予定額（円）	積　算　内　訳
報酬		
給料		
報償費		
職員手当等		
共済費		
旅費		
役務費		
使用料及び賃借料		
委託料		
需用費		
備品購入費		
合　計	0	

「積算内訳」欄には、支出予定額の積算基礎を具体的に記入すること。

別表２－１１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業

①障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額（G×1/2） H 円
合　計								※55	※56

（記載上の注意）
１．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（直接補助分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	（Ｆ×3/4） G 円	都道府県等補助予定額 H 円	国庫補助基本額 I 円	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J 円
合　計										※57	※58

（記載上の注意）
１．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（間接補助分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

③都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会

	総事業費 A 円	寄付金その他の収入予定額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の支出予定額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G ※59 円	国庫補助所要額（G×1/2） H ※60 円

（記載上の注意）
１．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の、ICT導入に伴う研修会事業費のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。

④児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （G×1/2） H
		円	円	円	円	円	円	円	円
合　計								※61	※62

（記載上の注意）
1．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の障害児支援分野の児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

⑤児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入予定額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県等補助予定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （Ⅰ×2/3） J
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合　計										※63	※64

（記載上の注意）
1．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の、児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＧ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－１２

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業

（都道府県名）

種目		総事業費 A	寄附金その他の収入予定額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の支出予定額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	都道府県補助額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I	備考	補助率
		円	円	円	円	円	円	円	円	円		
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業	障害児支援事業所・施設分			0			0		※65 0	※66 0		10/10
	都道府県支援分			0			0		※67 0	※68 0		10/10
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（記載上の注意）

１．Ｆ欄は、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。

２　Ｈ欄は、Ｆ欄とＧ欄を比較して少ない方の額を記入する。

３　障害児支援事業所・施設分のＩ欄は、Ｈ欄に10／10を乗じて得た額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

４　都道府県支援分のＩ欄は、Ｈ欄に10/10を乗じて得た額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙１

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）　積算内訳書

費目	対象経費の支出予定額	積　算　内　訳
報酬		
給料		
報償費		
職員手当等		
共済費		
旅費		
役務費		
使用料及び賃借料		
委託料		
需用費		
備品購入費		
合　計	0	

「積算内訳」欄には、支出予定額の積算基礎を具体的に記入すること。

別紙２

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分）　事業内容計画書

事業の具体的内容（自由記述）

別紙様式第５

番　　号
令　和　　年　　月　　日

こども家庭庁長官　殿

市　　町　　村　　長

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金の変更交付申請について

令和　年　月　日こ支虐第　　号をもって交付決定を受けた標記について、次のとおり事業内容を変更したいので関係書類を添えて申請する。

１　今回追加交付（一部取消）申請額　　金　　円
既交付決定額　　金　　円
変更後国庫補助所要額　　金　　円

２　変更を必要とする理由

３　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金変更所要額調書（別表１）

４　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金変更所要額明細書（別表２）

（添付書類）
（１）当該年度の歳入歳出予算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に明記すること。）
（２）その他参考となる資料

別表１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額調書

都道府県名
市区町村名

区　分	中区分	事　業　名	国庫補助 基本額 A 円	国庫補助 所要額 B 円	既交付決定額 C 円	差引国庫 補助所要額 （Ｂ－Ｃ） D 円
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	※１	※２		
	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	※３	※４		
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）	性被害防止対策支援事業（直接補助分）	※５	※６		
		性被害防止対策支援事業（間接補助分）	※７	※８		
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）	※９	※10		
	障害児安全安心対策事業	性被害防止対策支援事業（直接補助分）	※11	※12		
		性被害防止対策支援事業（間接補助分）	※13	※14		
合　計						

（記載上の注意）
１．Ａ欄及びＢ欄には、別表２により算出した額（※１から※14）を記入すること。
２．Ｃ欄には、既交付決定額を記入すること。
３．Ｄ欄には、Ｂ欄からＣ欄を差し引いた額を記入すること。

別表２－１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

市区町村名

対象システム A	実施内容 B	総事業費 C	寄付金その他の収入予定額 D	差 引 額 （Ｃ－Ｄ） E	対象経費の支出予定額 F	算定基準による算定額 G	選定額 H	国庫補助基本額 Ⅰ	国庫補助所要額 （Ⅰ×1/2） J
		円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、対象システムとして「要保護児童等に関する情報共有システム」を選択し、記入すること。
３．Ｂ欄には、「システム改修の実施方法」、「システム改修内容」、「改修により期待される効果」の３点について簡潔に記載すること。
４．Ｅ欄には、Ｃ欄からＤ欄を差し引いた額を記入すること。
５．Ｇ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
６．Ｈ欄には、E欄、Ｆ欄及びＧ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
７．Ⅰ欄には、Ｈ欄の額を記入すること。
８．Ｊ欄には、Ⅰ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－２

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

市区町村名

施設種別等	事業所等名	実施内容 A	総事業費 B	寄付金その他の収入予定額 C	差 引 額 （Ｂ－Ｃ） D	対象経費の支出予定額 E	算定基準による算定額 F	選定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 （Ｈ×1/2） I
			円	円	円	円	円	円	円	円
合　計									※３	※４

（記載上の注意）
１．本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。
２．Ａ欄には、実施内容について、簡潔に記入すること。（例：安全確認等を行う外出先での記録のためのタブレット端末をリース）
３．Ｄ欄には、Ｂ欄からＣ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｆ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｄ欄、Ｅ欄及びＦ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額を記入すること。
７．Ｉ欄には、Ｈ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－３

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）
①市町村分

市区町村名

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額（Ｄ－Ｅ） F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	国庫補助基本額 J	国庫補助所要額（Ｊ×1/2） K	導入備品内容（主な購入物品） L					導入内容（その他の具体的な内容を記載） M
											バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円						
合　計											箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
２．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
３．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
４．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
５．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
６．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
７．Ｊ欄には、対象施設ごとにＩ欄の額を記入すること。
８．Ｋ欄には、Ｊ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
９．Ｌ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
10．Ｍ欄には、導入内容を記載すること。

②市町村が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額（D－E） F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	（Ⅰ×3/4） J	市町村補助予定額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額（Ｌ×2/3） M	導入備品内容（主な購入物品） N					導入内容（その他の具体的な内容を記載） O
													バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
			円	円	円	円	円	円										
合　計									円	円	円	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

（記載上の注意）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
2．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
5．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
6．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
8．Ｌ欄には、Ｊ欄とＫ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
9．Ｍ欄には、Ｌ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（1，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
10．Ｎ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
11．Ｏ欄には、導入内容を記載すること。

別表２－４

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

都道府県名
市区町村名

ヤングケアラー支援体制強化事業

１　ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）

（１）事業内容

事業内容 A	調査の実施機関 B	調査の実施期間 C	調査対象者 D	調査方法 （記名の有無） E	スタートアップ 加算の活用内容 F	共同実施 の有無 G

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費　など）
３．Ｂ欄からＥ欄については、スタートアップ加算の活用等により調査自体の実施が次年度以降になる場合は、想定される実施内容を記入すること。
４．Ｆ欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること。（例：自治体専用のWebフォーム作成　など）

（２）申請内容

総事業費 H	寄付金その他 の収入予定額 I	差 引 額 （Ｈ－Ｉ） J	対象経費の 支出予定額 K	算定基準に よる算定額 L	選定額 M	国庫補助 基本額 N	国庫補助 所要額 （Ｎ×2/3） O
円	円	円	円	円	円	※9　円	※10　円

１．Ｌ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。スタートアップ加算を活用する場合は、基準額に上乗せして記入すること。
２．Ｍ欄には、Ｊ欄、Ｋ欄及びＬ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
３．Ｎ欄には、Ｍ欄の額を記入すること。
４．Ｏ欄には、Ｎ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（３）共同実施

共同実施先の 自治体名 P	対象経費の 支出予定額 （共同実施自治体分） Q	基準額 （共同実施自治体分） R

（記載上の注意）
１．Ｐ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
２．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の支出予定額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の支出予定額と合致することに留意すること。
３．Ｒ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金変更所要額明細書

障害児安全安心対策事業
①性被害防止対策支援事業（直接補助分）

市区町村名

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額 F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	国庫補助基本額 J	国庫補助所要額（Ｊ×1/2） K	導入備品内容（主な購入物品） L					導入内容（その他の具体的な内容を記載） M
											パーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
					0		0	0	0	0						
					0		0	0	0	0						
					0		0	0	0	0						
					0		0	0	0	0						
					0		0	0	0	0						
					0		0	0	0	0						
					0		0	0	0	0						
					0		0	0	0	0						
					0		0	0	0	0						
					0		0	0	0	0						
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（記載上の注意）
１．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
２．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記載すること。
３．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
５．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
６．Ｊ欄には、対象施設ごとにＩ欄の額を記入すること。
７．Ｋ欄には、Ｊ欄の額に１／２を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
８．Ｌ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
９．Ｍ欄には、導入内容を記載すること。
10．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

②性被害防止対策支援事業（間接補助分）

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入予定額 E	差引額 F	対象経費の支出予定額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	（Ｉ×3/4） J	新連携単等補助額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額（Ｉ ×3/3） M	導入備品内容（主な購入物品） N					導入内容（その他の具体的な内容を記載） O
													パーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
					0		0	0	0		0	0						
					0		0	0	0		0	0						
					0		0	0	0		0	0						
					0		0	0	0		0	0						
					0		0	0	0		0	0						
					0		0	0	0		0	0						
					0		0	0	0		0	0						
					0		0	0	0		0	0						
					0		0	0	0		0	0						
					0		0	0	0		0	0						
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（記載上の注意）
１．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
２．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
３．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
５．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
６．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に３／４を乗じた額を記載すること。
７．Ｌ欄には、Ｋ欄とＪ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。
８．Ｍ欄には、Ｌ欄の額に２／３を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
９．Ｎ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
10．Ｏ欄には、導入内容を記載すること。
11．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別紙様式第６

番　　号
令和　　年　　月　　日

こども家庭庁長官　殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

１　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金精算書（別表１）

２　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金精算額調書（別表２）

３　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金実績調書（別表３）

（添付書類）

（１）当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）

（２）その他参考となる資料

別表１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算書

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

区　分	中区分	事　業　名		国庫補助基本額 A	国庫補助所要額 B	国庫補助金交付決定額 C	国庫補助金受入済額 D	返納額（D－B） E
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業		※1	※2			
	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業		※3	※4			
	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分	※5	※6			
			民間団体分（間接補助分）	※7	※8			
			市町村分（間接補助分）	※9	※10			
	虐待・思春期問題情報研修センター事業	虐待・思春期問題情報研修センター事業	横浜博明会分（間接補助分）	※11	※12			
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	都道府県分	※13	※14			
			民間団体分（間接補助分）	※15	※16			
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）	改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（里親支援センター分）	開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合	※17	※18			
			開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）	※19	※20			
			開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）	※21	※22			
		改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（社会的養護自立支援拠点事業所分）		※23	※24			
		改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（妊産婦等生活援助事業所分）	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分（直接補助分）	※25	※26			
			市町村分（間接補助分）	※27	※28			
		里親負担軽減事業		※29	※30			
		熱中症防止対策支援事業	北海道、札幌市、旭川市、函館市分	※31	※32			
			市分（間接補助分）	※33	※34			
		性被害防止対策支援事業	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市分	※35	※36			
			都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）	※37	※38			
	共働き家庭里親等支援強化事業	共働き家庭里親等支援強化事業		※39	※40			
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・訪問、実態調査スタートアップ加算分）		※41	※42			
		#REF!		※43	※44			
	障害児安全安心対策事業	熱中症防止対策支援事業	北海道、札幌市、旭川市、函館市分	※45	※46			
			市町村分（間接補助分）	※47	※48			
		性被害防止対策支援事業	都道府県、指定都市、中核市分	※49	※50			
			都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）	※51	※52			
	障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業	障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業		※53	※54			
	地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業	地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業	障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（直接補助分）	※55	※56			
			障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（間接補助分）	※57	※58			
			都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会	※59	※60			
			児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）	※61	※62			
			児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）	※63	※64			
	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）		※65	※66			
		障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分）		※67	※68			
合　計								

（記載上の注意）
１．Ａ欄及びＢ欄には、別表２により算出した額（※１から※68）を記入すること。
２．Ｃ欄には、交付決定額を記入すること。
３．Ｄ欄には、国庫補助金の受入済額を記入すること。
４．Ｅ欄には、Ｄ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。（その額が、０円を超える場合は０円と記入すること。）

別表２

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算額調書

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

区　分	中区分	事　業　名		総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 H
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業								※1 0	※2
	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業	児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業								※3	※4
	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分							※5	※6
			民間団体分（間接補助分）							※7	※8
			市町村分（間接補助分）							※9	※10
	虐待・思春期問題情報研修センター事業	虐待・思春期問題情報研修センター事業	横浜博萌会分（間接補助分）							※11	※12
	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業	都道府県分							※13	※14
			民間団体分（間接補助分）							※15	※16
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）	改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（里親支援センター分）	開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合							※17	※18
			開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）							※19	※20
			開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）							※21	※22
		改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（社会的養護自立支援拠点事業所分）								※23	※24
		改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業（妊産婦等生活援助事業所分）	都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分（直接補助分）							※25	※26
			市町村分（間接補助分）							※27	※28
		里親負担軽減事業								※29	※30
		熱中症防止対策支援事業	北海道、札幌市、旭川市、函館市分							※31	※32
			市分（間接補助分）							※33	※34
		性被害防止対策支援事業	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市分							※35	※36
			都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）							※37	※38
	共働き家庭里親等支援強化事業	共働き家庭里親等支援強化事業								※39	※40
	ヤングケアラー支援体制強化事業	#REF!								※41	※42
		#REF!								※43	※44
	障害児安全安心対策事業	熱中症防止対策支援事業	北海道、札幌市、旭川市、函館市分							※45	※46
			市町村分（間接補助分）							※47	※48
		性被害防止対策支援事業	都道府県、指定都市、中核市分							※49	※50
			都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）							※51	※52
	障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業	障害児支援事業所等におけるICTを活用した発達支援推進モデル事業								※53	※54
	地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業	地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業	障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（直接補助分）							※55	※56
			障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（間接補助分）							※57	※58
			都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会							※59	※60
			児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）							※61	※62
			児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）							※63	※64
	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業	障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）								※65 0	※66 0
		障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分）								※67 0	※68 0

（記載上の注意）
１．Ｇ欄及びＨ欄には、別表３により算出した額（※１から※68）を記入すること。

別表３－１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

対象システム A	実施内容 B	総事業費 C	寄付金その他の収入額 D	差 引 額 （Ｃ－Ｄ） E	対象経費の実支出額 F	算定基準による算定額 G	選定額 H	国庫補助基本額 Ⅰ	国庫補助所要額 （Ⅰ×1/2） J
		円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、対象システムとして「①児童相談所におけるAIを活用した緊急性の判断に資する全国統一のツール」、「②要保護児童等に関する情報共有システム」又は「③①と②両方のシステムに係る改修」を選択し、記入すること。
３．Ｂ欄には、「システム改修の実施方法」、「システム改修内容」、「改修により期待される効果」の３点について簡潔に記載すること。
４．Ｅ欄には、Ｃ欄からＤ欄を差し引いた額を記入すること。
５．Ｇ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｅ欄、Ｆ欄及びＧ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
７．Ⅰ欄には、Ｈ欄の額を記入すること。
８．Ｊ欄には、Ⅰ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表３－２

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童相談所と警察との児童虐待にかかる情報共有システム構築事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

対象システム A	実施内容 B	総事業費 C	寄付金その他の収入額 D	差 引 額 （Ｃ－Ｄ） E	対象経費の実支出額 F	算定基準による算定額 G	選定額 H	国庫補助基本額 Ⅰ	国庫補助所要額 （Ⅰ×1/2） J
		円	円	円	円	円	円	※3 円	※4 円

（記載上の注意）
１．Ａ欄には、対象システムとして「①警察署等への端末整備（都道府県のみ）」、「②児童相談所システム改修」又は「③①と②両方実施（都道府県のみ）」を選択し、記入すること。
２．Ｂ欄には、「システム構築の概要」、「システム構築により期待される効果」の２点について簡潔に記載すること。
３．Ｅ欄には、Ｃ欄からＤ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｇ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｅ欄、Ｆ欄及びＧ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
６．Ⅰ欄には、Ｈ欄の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ⅰ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表３－３

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別等	事業所等名	実施内容 A	総事業費 B	寄付金その他の収入予定額 C	差 引 額 （Ｂ－Ｃ） D	対象経費の実支出額 E	算定基準による算定額 F	選定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） I
			円	円	円	円	円	円	円	円
合　計									※5	※6

（記載上の注意）
１．本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業のうち、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、実施内容について、簡潔に記入すること。（例：安全確認等を行う外出先での記録のためのタブレット端末をリース）
３．Ｄ欄には、Ｂ欄からＣ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｆ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｄ欄、Ｅ欄及びＦ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額を記入すること。
７．Ｉ欄には、Ｈ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表３－３②

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

①児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・民間団体実施分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

市町村名	施設種別等	事業所等名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県等補助予定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （Ｉ×2/3） J
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合計											※7	※8

（記載上の注意）
１．本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・民間団体実施分）のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・市及び福祉事務所設置町村実施分）　※母子生活支援施設及び妊産婦等生活援助事業所分

市町村名	公立・私立の別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の実支出額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	（F×5/8） G 円	都道府県補助予定額 H 円	国庫補助基本額 I 円	国庫補助所要額（I×4/5） J 円
市町村計												
市町村計												
市町村計												
市町村計												
合　計											※9	※10

（記載上の注意）
1．本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業（間接補助・市及び福祉事務所設置町村実施分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村の合計額に５／８を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に４／５を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表３－４

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

虐待・思春期問題情報研修センター事業（横浜市）

（単位：円）

総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	補助予定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I	備　　考 J
	0						※11	※12	

（記載上の注意）
１．Ｅ欄には、本通知に定める算定基準による算定額を記入すること。
２．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入すること。
３．Ｈ欄には、Ｆ欄とＧ欄を比較して少ない方の額を記入すること。
４．Ｉ欄には、Ｈ欄の額と同額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表３－５

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

①児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県等実施分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

自治体名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×9/10） H
	円	円	円	円	円	円	※13 円	※14 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（直接補助・都道府県等実施分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に9/10を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）

団体名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	都道府県補助額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 I
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
合　　計								※15	※16

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（間接補助・団体実施分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、各団体ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、各団体ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、各団体ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｆ欄とＧ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｈ欄の額と同額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表３－６

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

（１）里親支援センター

①　開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合

事業所等名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×3/4） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※17	※18

（記載上の注意）

１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の事業のみ記入すること。

２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。

３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。

４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。

５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。

６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（１）里親支援センター
　②　開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）

事業所等名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※19	※20

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けていない場合）の事業のみ記入すること。
２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（１）里親支援センター
③　開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）

事業所等名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C 円	対象経費の実支出額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額 （Ｇ×2/3） H 円
合計							※21	※22

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、里親支援センターを開設又は運営に当たり、必要な改修等を行う場合（「里親委託加速化プラン」の採択を受けている場合）の事業のみ記入すること。
２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表３－６②

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）
（２）社会的養護自立支援拠点事業所

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

事業所等名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※23	※24

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、社会的養護自立支援拠点事業所を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の事業のみ記入すること。
２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）
（３）妊産婦等生活援助事業
①　都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市分

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

事業所等名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	円	円
合計							※19	※20

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、
　　都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が妊産婦等生活援助事業を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う場合の直接補助事業のみ記入すること。
２．Ｃ欄には、事業所等ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、事業所等ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、事業所等ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、事業所等ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（３）妊産婦等生活援助事業
②　市町村分（間接補助分）

事業所等名（市及び福祉事務所設置町村名）	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（Ｇ×2/3） J
	円	円	円	円	円	円				
合計							円	円	※27 円	※28 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業分）のうち、市及び福祉事務所を設置する町村が妊産婦等生活援助事業を開設するため、必要な設備整備及び備品の購入を行う事業に対して都道府県が補助する事業（市町村の間接補助事業）のみを記入し、都道府県が行う事業（都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｃ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとに本通知に定める基準額（８，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、市及び福祉事務所を設置する町村ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の市及び福祉事務所を設置する町村の合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表３－６④

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

自治体名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額 （Ｇ×1/2） H
	円	円	円	円	円	円	※29 円	※30 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（里親負担軽減事業分）について、記入すること。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額（５００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）
①北海道、札幌市、旭川市、函館市分

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	対象施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H	設置室数	設置台数	導入内容（具体的な内容を記載）
		円	円	円	円	円	円	円	円	部屋	台	
合　計								※31	※32			

（記載上の注意）
１．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、対象施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１，０００，０００円）を記入すること。
４．Ｆ欄には、対象施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、対象施設ごとにＦ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②市分（間接補助分）

市名	施設種別	対象施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差 引 額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（Ｆ×3/4） G	都道府県補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （Ｉ×2/3） J	設置室数	設置台数	導入内容 （具体的な内容を記載）
			円	円	円	円	円	円					部屋	台	
合　　計									円	円	※33 円	※34 円			

（記載上の注意）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（熱中症防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、対象施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１，０００，０００円）を記入すること。
4．Ｆ欄には、対象施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の市の合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）
①都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市分

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入額 E	差引額（Ｄ－Ｅ） F	対象経費の実支出額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	国庫補助基本額 J	国庫補助所要額（Ｊ×1/2） K	導入備品内容（主な購入物品） L					導入内容（その他の具体的な内容を記載） M
											バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円						
合　計									※35	※36	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

（記載上の注意）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
2．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
5．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
6．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7．Ｊ欄には、対象施設ごとにＩ欄の額を記入すること。
8．Ｋ欄には、Ｊ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
9．Ｌ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
10．Ｍ欄には、導入内容を記載すること。

②都道府県等が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入額 E	差引額（D－E） F	対象経費の実支出額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	（Ⅰ×3/4） J	都道府県等補助額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額（Ｌ×2/3） M	導入備品内容（主な購入物品） N					導入内容（その他の具体的な内容を記載） O
													バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
			円	円	円	円	円	円										
合　計									円	円	※37 円	※38 円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

（記載上の注意）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
2．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
5．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
6．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
8．Ｌ欄には、Ｊ欄とＫ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
9．Ｍ欄には、Ｌ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
10．Ｎ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
11．Ｏ欄には、導入内容を記載すること。

別表３－７

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

共働き家庭里親等支援強化事業

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

事業所等名 A	法人等名 B	総事業費 C	寄付金その他の収入額 D	差 引 額 （Ｃ－Ｄ） E	対象経費の実支出額 F	算定基準による算定額 G	選定額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額 （Ｉ×10/10） J
		円	円	円	円	円 10,000,000	円	※39 円	※40 円

（記載上の注意）
１．本表には、共働き家庭里親等支援強化事業について、記入すること。
２．Ａ欄には、事業所等の名称を、Ｂ欄には事業所等を運営する法人等の名称を記入すること。
３．Ｅ欄には、Ｃ欄からＤ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｇ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｅ欄、Ｆ欄及びＧ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｈ欄の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

ヤングケアラー支援体制強化事業

１　ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）

（１）事業内容

事業内容 A	調査の実施機関 B	調査の実施期間 C	調査対象者 D	調査方法（記名の有無） E	スタートアップ加算の活用内容 F	共同実施の有無 G

１．本表には、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費　など）
３．Ｂ欄からＥ欄については、スタートアップ加算の活用等により調査自体の実施が次年度以降になる場合は、想定される実施内容を記入すること。
４．Ｆ欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること。（例：自治体専用のWebフォーム作成　など）

（２）申請内容

総事業費 H	寄付金その他の収入額 I	差引額（Ｈ－Ｉ） J	対象経費の実支出額 K	算定基準による算定額 L	選定額 M	国庫補助基本額 N	国庫補助所要額（Ｎ×2/3） O
円	円	円	円	円	円	※41 円	※42 円

１．Ｌ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。スタートアップ加算を活用する場合は、基準額に上乗せして記入すること。
２．Ｍ欄には、Ｊ欄、Ｋ欄及びＬ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
３．Ｎ欄には、Ｍ欄の額を記入すること。
４．Ｏ欄には、Ｎ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（３）共同実施

共同実施先の自治体名 P	対象経費の実支出額（共同実施自治体分） Q	基準額（共同実施自治体分） R

（記載上の注意）
１．Ｐ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
２．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
３．Ｒ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

２　ヤングケアラー支援体制構築事業（都道府県における18歳以上のヤングケアラー支援分）

（１）事業内容

配置場所	配置人数	実施機関	業務内容	対象年齢	対応ケース数（見込）
					0 件

（２）申請内容

総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（Ａ－Ｂ） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（Ｇ×2/3） H
円	円	円	円	円	円	※43 円	※44 円

（記載上の注意）
１．本表には、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業のみを記入し、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）については、記入の必要はないこと。
２．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
３．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
４．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
５．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（３）共同実施

共同実施先の自治体名 I	対象経費の実支出額（共同実施自治体分） J	基準額（共同実施自治体分） K

（記載上の注意）
１．Ｉ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
２．Ｊ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
３．Ｋ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

障害児安全安心対策事業

①熱中症防止対策支援事業（直接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	国庫補助基本額 G	国庫補助所要額（G×1/2） H	国庫補助金交付決定額 I	国庫補助金受入済額 J	差引過不足額（J－H） K	設置室数	設置台数	導入内容（具体的な内容を記載）
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	部屋	台	
合　計								※45	※46						

（記載上の注意）
1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、熱中症防止対策支援事業（直接補助分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１，０００，０００円）を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、対象施設ごとにＦ欄の額を記入すること。
6．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②熱中症防止対策支援事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A	寄付金その他の収入額 B	差引額（A－B） C	対象経費の実支出額 D	算定基準による算定額 E	選定額 F	（F×3/4） G	都道府県等補助額 H	国庫補助基本額 I	国庫補助所要額（I×2/3） J	国庫補助金交付決定額 K	国庫補助金受入済額 L	差引過不足額（L－J） M	設置室数	設置台数	導入内容（具体的な内容を記載）
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	部屋	台	
合　計										※47	※48						

（記載上の注意）
1．本表には、障害児安全安心対策事業のうち、熱中症防止対策支援事業（間接補助分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１，０００，０００円）を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すく
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

③性被害防止対策支援事業（直接補助分）

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入額 E	差引額 F	対象経費の実支出額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	国庫補助基本額 J	国庫補助所要額（Ｊ×1/2） K	国庫補助金交付決定額 L	国庫補助金受入済額 M	差引過不足額（M－K） N	導入備品内容（主な購入物品） O					導入内容（その他の具体的な内容を記載） P
														パーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
					0			0	0	0									
					0			0	0	0									
					0			0	0	0									
					0			0	0	0									
					0			0	0	0									
					0			0	0	0									
					0			0	0	0									
					0			0	0	0									
					0			0	0	0									
					0			0	0	0									
か所 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※49 円 0	※50 円 0	円 0	円 0	円 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	

（記載上の注意）
1．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
2．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記載すること。
3．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
4．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
5．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
6．Ｊ欄には、対象施設ごとにＩ欄の額を記入すること。
7．Ｋ欄には、Ｊ欄の額に１／２を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
8．Ｏ欄には、導入する備品の種類に〇をつけること。（複数選択可）
9．Ｐ欄には、導入内容を記載すること。
10．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

④性被害防止対策支援事業（間接補助分）

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入額 E	差引額 F	対象経費の支出済額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	（Ｉ×3/4） J	都道府県等補助額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） M	国庫補助金交付決定額 N	国庫補助金受入済額 O	差引過不足額（O－M） P	導入備品内容（主な購入物品） Q					導入内容（その他の具体的な内容を記載） R
																パーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
					0			0	0		0	0									
					0			0	0		0	0									
					0			0	0		0	0									
					0			0	0		0	0									
					0			0	0		0	0									
					0			0	0		0	0									
					0			0	0		0	0									
					0			0	0		0	0									
					0			0	0		0	0									
					0			0	0		0	0									
か所 0			円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	※51 円 0	※52 円 0	円 0	円 0	円 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	箇所 0	

（記載上の注意）
1．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。
2．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。
3．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
4．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
5．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
6．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に３／４を乗じた額を記載すること。
7．Ｌ欄には、対象施設ごとにJ欄とＫ欄を比較し、いずれか低い額を記入すること。
8．Ｍ欄には、Ｌ欄の額に２／３を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。
9．Ｑ欄には、導入する備品の種類に〇をつけること。（複数選択可）
10．Ｒ欄には、導入内容を記載すること。
11．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別表３－１０

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業
①障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の実支出額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額（G×10/10） H 円	国庫補助金交付決定額 I 円	国庫補助金受入済額 J 円	差引過不足額（J－H） K 円
合　計								※53	※54			

（記載上の注意）
１．本表には、障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業（直接補助分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の実支出額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	都道府県等補助額 G 円	国庫補助基本額 H 円	国庫補助所要額（H×10/10） I 円	国庫補助金交付決定額 J 円	国庫補助金受入済額 K 円	差引過不足額（K－I） L 円
合　計									※53	※54			

（記載上の注意）
１．本表には、地障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業（間接補助分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｉ欄には、Ｈ欄の額に10/10を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別紙

障害児支援事業所等におけるＩＣＴを活用した発達支援推進モデル事業　積算内訳書

費目	対象経費の実支出額（円）	積　算　内　訳
報酬		
給料		
報償費		
職員手当等		
共済費		
旅費		
役務費		
使用料及び賃借料		
委託料		
需用費		
備品購入費		
合　計	0	

「積算内訳」欄には、実支出額の積算基礎を具体的に記入すること。

別表３－１１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業
①障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（直接補助分）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

施設種別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の実支出額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額（G×1/2） H 円	国庫補助金交付決定額 I 円	国庫補助金受入済額 J 円	差引過不足額（J－H） K 円
合　計								※55	※56			

（記載上の注意）
１．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（直接補助分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

②障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の実支出額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	（Ｆ×3/4） G 円	都道府県等補助額 H 円	国庫補助基本額 I 円	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J 円	国庫補助金交付決定額 K 円	国庫補助金受入済額 L 円	差引過不足額（Ｌ－Ｊ） M 円
合　計										※57	※58			

（記載上の注意）
１．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の障害児支援分野のＩＣＴ導入モデル事業（間接補助分）のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。
６．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
７．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

③都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会

総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の実支出額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額（G×1/2） H 円	国庫補助金交付決定額 I 円	国庫補助金受入済額 J 円	差引過不足額（J－H） K 円
						※59	※60			

（記載上の注意）
１．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の、ICT導入に伴う研修会事業費のみを記入すること。
２．Ｃ欄には、Ａ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
３．Ｅ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
４．Ｆ欄には、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。

④児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の実支出額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	国庫補助基本額 G 円	国庫補助所要額（G×1/2） H 円	国庫補助金交付決定額 I 円	国庫補助金受入済額 J 円	差引過不足額（J－H） K 円
合　計								※61	※62			

（記載上の注意）
1．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の障害児支援分野の児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（直接補助分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の額を記入すること。
6．Ｈ欄には、Ｇ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

⑤児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）

施設種別	施設名	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額（A－B） C 円	対象経費の実支出額 D 円	算定基準による算定額 E 円	選定額 F 円	（Ｆ×3/4） G 円	都道府県等補助額 H 円	国庫補助基本額 I 円	国庫補助所要額（Ｉ×2/3） J 円	国庫補助金交付決定額 K 円	国庫補助金受入済額 L 円	差引過不足額（Ｌ－Ｊ） M 円
合　計										※63	※64			

（記載上の注意）
1．本表には、地域障害児支援体制充実のためのＩＣＴ化推進事業の、児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業（間接補助分）のみを記入すること。
2．Ｃ欄には、実施施設ごとにＡ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。
3．Ｅ欄には、実施施設ごとに本通知に定める基準額を記入すること。
4．Ｆ欄には、実施施設ごとにＣ欄、Ｄ欄及びＥ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
5．Ｇ欄には、Ｆ欄の額に３／４を乗じた額を記入すること。
6．Ｉ欄には、Ｇ欄とＨ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

令和7年度（令和6年度からの繰越分） 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業　実績報告（総括）

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

【基本情報】

担当課室名	
担当課室電話番号	
担当者名	
メールアドレス（担当課）	
メールアドレス（担当者）	

【報告に当たっての確認事項】 ※記載内容を確認し、チェックすること。

□ 障害児支援分野のICT導入モデル事業を実施する場合に、ICT導入を希望する障害福祉サービス事業者等を対象にICT導入に伴う研修会を開催した。

1．報告情報

①障害児支援分野のICT導入モデル事業

（1）補助実施事業所数　　事業所

（2）国庫補助対象経費の実支出額 【合計】　　円

（3）国庫補助基本額【合計】　　円

（4）国庫所要額【合計】　　－ 円

（5）都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会経費の実支出額　　円

（6）都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会経費の国庫補助基本額　　円
※**上限272千円**【1(5)が272千円以下の場合は、1(5)の金額を記入】

（7）都道府県・指定都市・中核市が実施した研修会経費の国庫補助所要額　　－ 円

②児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業

（1）補助実施事業所数　　事業所

（2）国庫補助対象経費の実支出額 【合計】　　円

（3）国庫補助基本額【合計】　　円

（4）国庫所要額【合計】　　－ 円

所要額　　－ 円

①障害児支援分野のICT導入モデル事業と、 ②児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業の、 両方を申請する事業所を記載すること　※適宜行を追加すること	1	法人名		事業所名	
	2	法人名		事業所名	
	3	法人名		事業所名	

2．総括表（参考）　（円）

対象経費の実支出額	－
寄附金その他の収入額	
差引額	－
基準額 ※事業者に対する補助と研修会経費を足し上げること。	
国庫補助基本額	－
国庫補助所要額	－

※事業所ごとに作成してください。　　別表３－１１③

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

令和7年度（令和6年度からの繰越分）地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業
障害児支援分野のICT導入モデル事業　実績報告

自治体名　都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

【基本情報】

フリガナ			
法人名			
フリガナ			
事業所名			
提供サービス（複数のサービスを提供している場合は、主たる1つのみ選択）			
職員数（常勤換算数）【「従事者の1ヶ月の勤務延時間」／「事業所等が定めている、常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数　×　4（週）」にて算出（産休・育休、休職は除く）】			
参考情報：令和元年度から令和4年度に係るICT導入モデル事業補助実績（複数回補助を受けている場合、補助年度は直近を選択）			
（補助実績）		（補助年度）	

【申請に当たっての確認事項】 ※記載内容を確認し、チェックすること。

□ こども家庭庁からの求めがあった場合は、ICT機器等導入の効果分析やモデル事例の公表等に対応する。
□ 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴している。
□ 「福祉・介護職員処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3ヶ月以内に取得見込である。
□ ICT機器等導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合には、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用するとともに、その旨を職員等に周知した。

（該当する場合に、チェックしてください。）

□ 同一敷地内に障害者を支援する施設・事業所と障害児を支援する施設・事業所が併設されている場合、障害児を支援する施設・事業所に係るICT機器導入の費用のみ計上した（費用を按分した）。

1. 経費計画

（1）国庫補助対象経費の実支出額　　円
※実際要した費用の総額を記載

（2）国庫補助基本額　　円
※上限100万円【1(1)が100万円以下の場合は、1(1)の金額を記入】

（3）国庫補助所要額　－　円
※【1(2)×1/2にて算出（千円未満切捨）】

（4）主な導入機器内容（複数選択可）

□ パソコン　□ スマートフォン
□ タブレット　□ インカム

□ ソフトウェア（事業所での業務を支援するソフトウェア（記録業務、情報共有業務、請求業務）で、各種業務を一気通貫で行うことが可能なものに限る。）
□ ソフトウェア（バックオフィス業務のためのソフトウェア（勤怠管理、シフト表作成、人事、給与などの業務）で、各種業務を一気通貫で行うことが可能なものに限る。）

<点線内の機器等の導入に際し、必要な場合のみチェックすること>

□ 通信環境機器等（Wi-Fiルーターなど）
□ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）
□ その他（　　）

2. 事業実績

（1）ICTの導入を実施した分野（特に該当するもの1つに☑）

□ 作業の迅速化に係る取組（現場や外出先での入力支援、支援記録の作成など）
□ 情報の共有化に係る取組（職員間の情報の伝達など）
□ 業務の統合化に係る取組（勤怠管理、シフト表作成、人事・給与業務など）
□ その他

（2）事業所が抱える課題

（3）ICT機器等を導入した業務内容（概要）

（4）ICT機器等導入前の定量的指標及びICT機器等導入により想定される定量的指標

① 前記2（3）に係る現在（ICT機器等導入前）の業務時間内訳

業務内容	業務従事者数	発生件数		C. 1件当たりの平均処理時間	年間業務時間 D（B×C）	1人あたり業務時間（D／業務従事者数）
		A.ひと月当たり	B.年間発生件数（A×12）			
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件		0 時間	#DIV/0!
		0 件	0 件	0 分	0 時間	#DIV/0!

② ICT機器等導入後の前記2（3）に係る想定業務時間内訳

業務内容	業務従事者数	発生件数		C. 1件当たりの平均処理時間	年間業務時間 D（B×C）	1人あたり業務時間（D／業務従事者数）
		A.ひと月当たり	B.年間発生件数（A×12）			
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件		0 時間	#DIV/0!
			0 件		0 時間	#DIV/0!
		0 件	0 件	0 分	0 時間	#DIV/0!

年間業務時間数想定削減率（%）

#DIV/0!

※作成文書量は該当する文書がある場合に限り入力すること。

③ 前記2（3）に係る現在（ICT機器等の導入前）の作成文書量

作成文書	作成文書量	
	A.ひと月当たり	B.年間作成文書量（A×12）
		0 ページ
		0 ページ
		0 ページ
	0 ページ	0 ページ

④ ICT機器等導入後の前記2（3）に係る想定作成文書量

作成文書	作成文書量	
	A.ひと月当たり	B.年間作成文書量（A×12）
		0 ページ
		0 ページ
		0 ページ
	0 ページ	0 ページ

年間作成文書量想定削減率（%）

#DIV/0!

（5）想定削減率が20%を超える場合は、その要因について記載すること。

※事業所ごとに作成してください。

別表３－１１④

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

令和7年度（令和6年度からの繰越分） 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業 障害児支援分野のICT導入モデル事業　精算内訳

自治体名　都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

【基本情報】

法人名	
事業所名	
職員数（実数）	人
施設利用者数	人

機器台数等との著しい矛盾が生じていないか確認します。

実支出額：　　－　円

機器導入費用（合計）	初期設定に要する費用（合計）	値引額（合計）
－	－	

No.	導入内容	数量	単価	機器導入費用	初期設定に要する費用
1				0	
2				0	
3				0	
4				0	
5				0	
6				0	
7				0	
8				0	
9				0	
10				0	
			合計	－	－

備考 （特別な事情等があれば記載）	

※本内訳書の資料として、複数の業者から徴した見積書の写し（PDFファイルを添付すること。）
　なお、ホームページ上で示されている製品価格の写しなどではなく、必ず複数の業者から見積書を徴すること。
※ソフトウェア（事業所での業務を支援するソフトウェア（記録業務、情報共有業務、請求業務）、バックオフィス業務のためのソフトウェア（業務効率化に資する勤怠管理、シフト票作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務））の導入について協議を行う場合には、請求業務等を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっている製品であることが確認できる資料を添付すること。

※事業所ごとに作成してください。

別表３－１１⑤

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

令和７年度（令和６年度からの繰越分）地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業
児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業　実績報告

自治体名　都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

【基本情報】

フリガナ	
法人名	
フリガナ	
事業所名	
中核機能の役割を果たす事業所の分類（次の①か②のどちらかを選択し、②を選択した場合は次の選択肢の中から1つを選択する）	
□ ①児童発達支援センター　□ ②地域の中核機能の役割を果たすセンター以外の事業所（　児童発達支援事業所・　放課後等デイサービス事業所・　その他（	
提供サービス（複数のサービスを提供している場合は、主たる1つのみ選択）	

【申請に当たっての確認事項】 ※記載内容を確認し、チェックすること。

□ 導入経費の算定に当たっては、複数の業者から見積書を徴した。

1. 経費計画

（1）国庫補助対象経費の実支出額　　円

※実際要した費用の総額を記載

（2）国庫補助基本額　　円

※上限80万円【1(1)が80万円以下の場合は、1(1)の金額を記入】

（3）国庫補助所要額　－　円

※【1(2)×1/2にて算出（千円未満切捨）】

（4）主な導入機器内容（複数選択可）

□ パソコン　□ スマートフォン
□ タブレット　□ インカム
□ ソフトウェア（オンラインミーティング等を実施するためのものや、容量の大きいファイルを共有するための商品に限る。）

<点線内の機器等の導入に際し、必要な場合のみチェックすること>

□ 通信環境機器等（Wi-Fiルーターなど）
□ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）
□ その他

2. 事業実績

地域の事業所等との連携・調整等のオンライン化の具体的な内容

※事業所ごとに作成してください。

別表３－１１⑥

令和7年度（令和6年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

令和7年度（令和6年度からの繰越分） 地域障害児支援体制充実のためのICT化推進事業 児童発達支援センター等におけるオンライン環境整備事業　精算内訳

自治体名　都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名

【基本情報】

法人名	
事業所名	

実支出額：　－　円

機器導入費用（合計）	初期設定に要する費用（合計）	値引額（合計）
－	－	

No.	導入内容	数量	単価	機器導入費用	初期設定に要する費用
1				0	
2				0	
3				0	
4				0	
5				0	
6				0	
7				0	
8				0	
9				0	
10				0	
			合計	－	－

備考 （特別な事情等があれば記載）	

※本内訳書の資料として、複数の業者から徴した見積書の写し（PDFファイルを添付すること。）
　なお、ホームページ上で示されている製品価格の写しなどではなく、必ず複数の業者から見積書を徴すること。
※ソフトウェア（事業所での業務を支援するソフトウェア（記録業務、情報共有業務、請求業務）、バックオフィス業務のためのソフトウェア（業務効率化に資する勤怠管理、シフト票作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務））の導入について協議を行う場合には、請求業務等を一気通貫 （転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっている製品であることが確認できる資料を添付すること。

別表３－１２

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業

（都道府県名）

種目		総事業費 A	寄附金 その他の収入額 B	差引額 （Ａ－Ｂ） C	対象経費の 実支出額 D	算定基準による 算定額 E	選定額 F	都道府県補助額 G	国庫補助 基本額 H	国庫補助 所要額 I	国庫補助金 交付決定額 J	国庫補助金 受入済額 K	差引 過不足額 （Ｋ－Ｉ） L	備考	補助率
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
障害児支援人材確保・職場環境改善等事業	障害児支援事業所・施設分			0			0		※65 0	※66 0			0		10/10
	都道府県支援分			0			0		※67 0	※68 0			0		10/10
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（記載上の注意）

１．Ｆ欄は、Ｃ欄、Ｄ欄及びＥ欄を比較して最も少ない額を記入する。

２　Ｈ欄は、Ｆ欄とＧ欄を比較して少ない方の額を記入する。

３　障害児支援事業所・施設分のＩ欄は、Ｈ欄に10／10を乗じて得た額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

４　都道府県支援分のＩ欄は、Ｈ欄に10/10を乗じて得た額を記入する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙１

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（障害児支援事業所・施設分）　精算内訳書

費目	対象経費の 実支出額（円）	精　算　内　訳
報酬		
給料		
報償費		
職員手当等		
共済費		
旅費		
役務費		
使用料及び賃借料		
委託料		
需用費		
備品購入費		
合　計	0	

「精算内訳」欄には、実支出額を具体的に記入すること。

別紙２

障害児支援人材確保・職場環境改善等事業（都道府県支援分）　実施内容報告書

事業の具体的内容（自由記述）

別紙様式第７

番　　号
令　和　　年　　月　　日

こども家庭庁長官　殿

市　　町　　村　　長

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金の事業実績報告について

標記について、その事業実績を次のとおり関係書類を添えて報告する。

１　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金精算書（別表１）

２　令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費
国庫補助金実績調書（別表２）

（添付書類）

（１）当該年度の歳入歳出決算（見込）書、抄本（当該補助事業の支出済額を備考欄に明記すること。）

（２）その他参考となる資料

別表１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金精算書

都道府県名
市区町村名

区　分	中区分	事　業　名	国庫補助 基本額 A	国庫補助 所要額 B	国庫補助金 交付決定額 C	国庫補助金 受入済額 D	返納額 （D－B） E
児童虐待防止対策等支援事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業	※1　円	※2　円	円	円	円
	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業	※3	※4			
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（改正児童福祉法関連施設・事業所開設等支援事業等分）	性被害防止対策支援事業（直接補助分）	※5	※6			
		性被害防止対策支援事業（間接補助分）	※7	※8			
	ヤングケアラー支援体制強化事業	ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）	※9	※10			
	障害児安全安心対策事業	性被害防止対策支援事業（直接補助分）	※11	※12			
		性被害防止対策支援事業（間接補助分）	※13	※14			
合　計							

（記載上の注意）
１．Ａ欄及びＢ欄には、別表２により算出した額（※１から※14）を記入すること。
２．Ｃ欄には、交付決定額を記入すること。
３．Ｄ欄には、国庫補助金の受入済額を記入すること。
４．Ｅ欄には、Ｄ欄からＢ欄を差し引いた額を記入すること。（その額が、０円を超える場合は０円と記入すること。）

別表２－１

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業

市区町村名

対象システム A	実施内容 B	総事業費 C	寄付金その他 の収入額 D	差 引 額 （Ｃ－Ｄ） E	対象経費の 実支出額 F	算定基準に よる算定額 G	選定額 H	国庫補助 基本額 I	国庫補助所要額 （Ｉ×1/2） J
		円	円	円	円	円	円	※1 円	※2 円

（記載上の注意）
１．本表には、児童相談所のシステム情報連携基盤構築事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、対象システムとして「要保護児童等に関する情報共有システム」を選択し、記入すること。
３．Ｂ欄には、「システム改修の実施方法」、「システム改修内容」、「改修により期待される効果」の３点について簡潔に記載すること。
４．Ｅ欄には、Ｃ欄からＤ欄を差し引いた額を記入すること。
５．Ｇ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
６．Ｈ欄には、E欄、Ｆ欄及びＧ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
７．Ｉ欄には、Ｈ欄の額を記入すること。
８．Ｊ欄には、Ｉ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

別表２－２

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業

市区町村名

施設種別等	事業所等名	実施内容 A	総事業費 B	寄付金その他の収入額 C	差 引 額 （Ｂ－Ｃ） D	対象経費の実支出額 E	算定基準による算定額 F	選定額 G	国庫補助基本額 H	国庫補助所要額 （Ｈ×1/2） I
			円	円	円	円	円	円	円	円
合　計									※３	※４

（記載上の注意）
１．本表には、児童相談所等におけるＩＣＴ化推進事業のうち、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）について記入すること。
２．Ａ欄には、実施内容について、簡潔に記入すること。（例：安全確認等を行う外出先での記録のためのタブレット端末をリース）
３．Ｄ欄には、Ｂ欄からＣ欄を差し引いた額を記入すること。
４．Ｆ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。
５．Ｇ欄には、Ｄ欄、Ｅ欄及びＦ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
６．Ｈ欄には、Ｇ欄の額を記入すること。
７．Ｉ欄には、Ｈ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）
①市町村分

市区町村名

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入額 E	差引額（D－E） F	対象経費の実支出額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	国庫補助基本額 J	国庫補助所要額（J×1/2） K	導入備品内容（主な購入物品） L					導入内容（その他の具体的な内容を記載） M
											バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	
			円	円	円	円	円	円	円	円						
合　計									※5	※6	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

（記載上の注意）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、直接補助分のみを記入すること。
2．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
5．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
6．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7．Ｊ欄には、対象施設ごとにＩ欄の額を記入すること。
8．Ｋ欄には、Ｊ欄の額に１／２を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
9．Ｌ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
10．Ｍ欄には、導入内容を記載すること。

②市町村が実施主体として認めた者が行う事業分（間接補助分）

施設種別 A	設置主体 （公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入額 E	差引額 （D－E） F	対象経費の実支出額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	（Ⅰ×3/4） J	市町村補助額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額 （L×2/3） M	導入備品内容（主な購入物品） N バーテーション	簡易扉	簡易更衣室	カメラ	その他	導入内容 （その他の具体的な内容を記載） O
			円	円	円	円	円	円										
合　計									円	円	※7 円	※8 円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	

（記載上の注意）
1．本表には、児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業（性被害防止対策支援事業分）のうち、間接補助分のみを記入すること。
2．Ａ欄には実施要綱記載の施設種別を記入すること。
3．Ｂ欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記入すること。
4．Ｆ欄には、対象施設ごとにＤ欄からＥ欄を差し引いた額を記入すること。
5．Ｈ欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。
6．Ｉ欄には、対象施設ごとにＦ欄、Ｇ欄及びＨ欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
7．Ｊ欄には、Ｉ欄の合計額に３／４を乗じた額を記入すること。
8．Ｌ欄には、Ｊ欄とＫ欄を比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。
9．Ｍ欄には、Ｌ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
10．Ｎ欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）
11．Ｏ欄には、導入内容を記載すること。

別表２－４

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

都道府県名
市区町村名

ヤングケアラー支援体制強化事業

１　ヤングケアラー実態調査・研修推進事業（実態調査・把握、実態調査スタートアップ加算分）

（１）事業内容

事業内容 A	調査の実施機関 B	調査の実施期間 C	調査対象者 D	調査方法（記名の有無） E	スタートアップ加算の活用内容 F	共同実施の有無 G

１．本表には、市町村が行う事業（市区町村の直接補助事業）のみを記入し、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市が行う事業については、記入の必要はないこと。
２．Ａ欄には、事業の実施内容を簡潔に記入すること（例：実態調査の実施に要する経費、調査スキームの構築に要する経費　など）
３．Ｂ欄からＥ欄については、スタートアップ加算の活用等により調査自体の実施が次年度以降になる場合は、想定される実施内容を記入すること。
４．Ｆ欄には、スタートアップ加算の活用内容について、簡潔に記入すること。（例：自治体専用のWebフォーム作成　など）

（２）申請内容

総事業費 H	寄付金その他の収入額 I	差引額（Ｈ－Ｉ） J	対象経費の実支出額 K	算定基準による算定額 L	選定額 M	国庫補助基本額 N	国庫補助所要額（Ｎ×2/3） O
円	円	円	円	円	円	※9　円	※10　円

１．Ｌ欄には、本通知に定める基準額を記入すること。スタートアップ加算を活用する場合は、基準額に上乗せして記入すること。
２．Ｍ欄には、Ｊ欄、Ｋ欄及びＬ欄とを比較していずれか少ない額を記入すること。
３．Ｎ欄には、Ｍ欄の額を記入すること。
４．Ｏ欄には、Ｎ欄の額に２／３を乗じた額を記入すること。（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切捨てるものとする。）

（３）共同実施

共同実施先の自治体名 P	対象経費の実支出額（共同実施自治体分） Q	基準額（共同実施自治体分） R

（記載上の注意）
１．Ｐ欄には、共同実施先となる自治体名を記入すること。
２．Ｑ欄には、共同開催先の自治体における対象経費の実支出額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＫ欄の額の合計が、当該事業全体の対象経費の実支出額と合致することに留意すること。
３．Ｒ欄には、共同開催先の自治体における基準額を記入すること。なお、当該欄に記入された額とＬ欄の額の合計が、当該事業の基準額の合計額と合致することに留意すること。

令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金実績調書

障害児安全安心対策事業

①性被害防止対策支援事業（直接補助分）

市区町村名

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入額 E	差引額 F	対象経費の実支出額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	国庫補助基本額 J	国庫補助所要額（J×1/2） K	国庫補助金交付決定額 L	国庫補助金受入済額 M	差引過不足額（M－K） N	導入備品内容（主な購入物品） O					導入内容（その他の具体的な内容を記載） P
														パーテーション	間基票	間基変更	カメラ	その他	
					0		0	0	0	0			0						
					0		0	0	0	0			0						
					0		0	0	0	0			0						
					0		0	0	0	0			0						
					0		0	0	0	0			0						
					0		0	0	0	0			0						
					0		0	0	0	0			0						
					0		0	0	0	0			0						
					0		0	0	0	0			0						
					0		0	0	0	0			0						
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（記載上の注意）

1．A欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。

2．B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人等による設置）を記載すること。

3．F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。

4．H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。

5．I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

6．J欄には、I欄の額に１／２を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。

7．K欄には、J欄の額に１／２を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。

8．O欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）

9．P欄には、導入内容を記載すること。

10．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

②性被害防止対策支援事業（間接補助分）

施設種別 A	設置主体（公立、私立の別） B	対象施設名 C	総事業費 D	寄付金その他の収入額 E	差引額 F	対象経費の実支出額 G	算定基準による算定額 H	選定額 I	（I×3/4） J	新通所等補助額 K	国庫補助基本額 L	国庫補助所要額（L×2/3） M	国庫補助金交付決定額 N	国庫補助金受入済額 O	差引過不足額（O－M） P	導入備品内容（主な購入物品） Q					導入内容（その他の具体的な内容を記載） R
																パーテーション	間基票	間基変更	カメラ	その他	
					0		0	0	0		0	0			0						
					0		0	0	0		0	0			0						
					0		0	0	0		0	0			0						
					0		0	0	0		0	0			0						
					0		0	0	0		0	0			0						
					0		0	0	0		0	0			0						
					0		0	0	0		0	0			0						
					0		0	0	0		0	0			0						
					0		0	0	0		0	0			0						
					0		0	0	0		0	0			0						
か所			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	
0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

（記載上の注意）

1．A欄には実施要綱記載の施設種別を記載すること。

2．B欄には公立（自治体による設置）又は私立（社会福祉法人、株式会社、学校法人等による設置）を記載すること。

3．F欄には、対象施設ごとにD欄からE欄を差し引いた額を記入すること。

4．H欄には、対象施設ごとに本通知に定める基準額（１００，０００円）を記入すること。

5．I欄には、対象施設ごとにF欄、G欄及びH欄を比較し、最も少ない額を記入すること。

6．J欄には、I欄の額に３／４を乗じた額を記載すること。

7．L欄には、対象施設ごとにJ欄とK欄を比較して、いずれか少ない方の額を記載すること。

8．M欄には、L欄の額に２／３を乗じた額（１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）を記載すること。

9．Q欄には、導入する備品の種類に○をつけること。（複数選択可）

10．R欄には、導入内容を記載すること。

11．記載欄が不足する場合は適宜行を追加して記載すること。

別紙様式第８

番　　号
令和　　年　　月　　日

こども家庭庁長官　殿

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長
市　　長

令和７年度（令和６年度からの繰越分）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和　　年　　月　　日第　　号で交付決定を受けた令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金について、令和７年度（令和６年度からの繰越分）児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱５（５）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第１５条の規定による確定額又は事業実績報告による積算額

金　　円

２　消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金　　円

３　添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。